
宮島地区景観形成方針

令和6年（2024年）3月

宮島地区景観形成方針

第Ⅰ章 目的と位置づけ	1
1. 背景	1
2. 目的	1
3. 対象範囲	1
4. 宮島地区景観形成方針の位置づけ	2
第Ⅱ章 宮島の概況	27
1. 宮島の現況	27
2. 宮島の歴史的風致	32
3. 景観形成区域の設定	35
4. 景観形成区域の概況	36
第Ⅲ章 景観形成方針	66
1. 景観コンセプト	66
2. 景観形成方針	72
3. 通り別 整備計画・イメージスケッチ	74

参考資料

- 参考-1. 上位・関連計画における誘導基準・考え方
- 参考-2. 整備・製品イメージ（事例）
- 参考-3. 過去の風景写真

第Ⅰ章 目的と位置づけ

1. 背景

広島県の南西部、広島湾に浮かぶ厳島は、宮島とも呼ばれ（以下「宮島」という。）、世界文化遺産に登録された厳島神社をはじめとする歴史的文化財を数多く有し、毎年国内外から多くの観光客が訪れている。また、宮島全島が文化財保護法に基づく「特別史跡・特別名勝」、自然公園法に基づく「瀬戸内海国立公園特別地域」に指定され、これまでに、厳島神社の保存・管理やその周辺の町並み、自然環境の景観形成・保全について様々な検討や計画策定が行われてきた。令和3年8月に廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定され、その町並みは一層注目を浴びることとなった。

一方で、人口減少や生活様式等の変化に伴い、宮島の歴史的町並みや景観が失われつつある。関連計画において伝統的建造物等に対する様々な規制・基準が設けられているが、建造物に限らず、通りの景観を構成する道路等を含む公共空間についても、歴史的風致を踏まえ、周囲の建物等と調和がとれた整備が必要となる。

2. 目的

宮島地区景観形成方針（以下、「本計画」という）は、島内の公共施設等に関する現況を改めて整理し、歴史的風致を十分に考慮したうえで、コンセプトや整備方針を定め、今後の景観形成、町並み保存の指針とするものである。

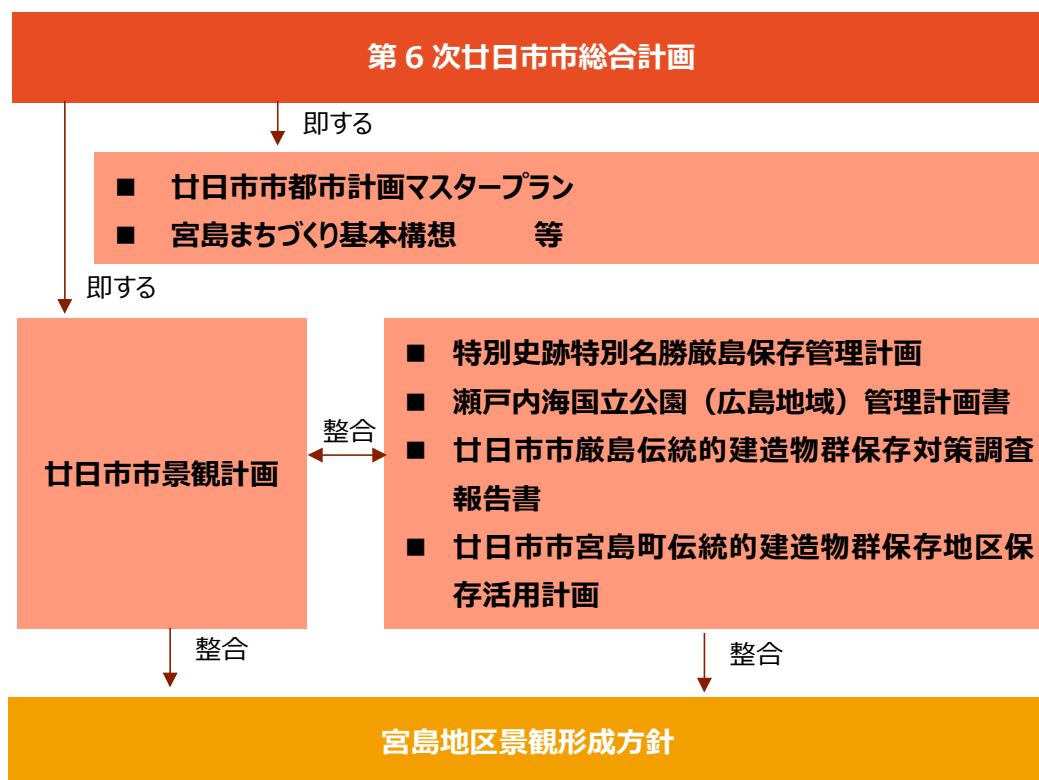
3. 対象範囲

本計画の対象範囲（景観形成区域）は、伝統的建造物群保存地区及びその周辺とする。

4. 宮島地区景観形成方針の位置づけ

4-1 上位・関連計画との関係

上位・関連計画と本計画の関係を下図に示す。



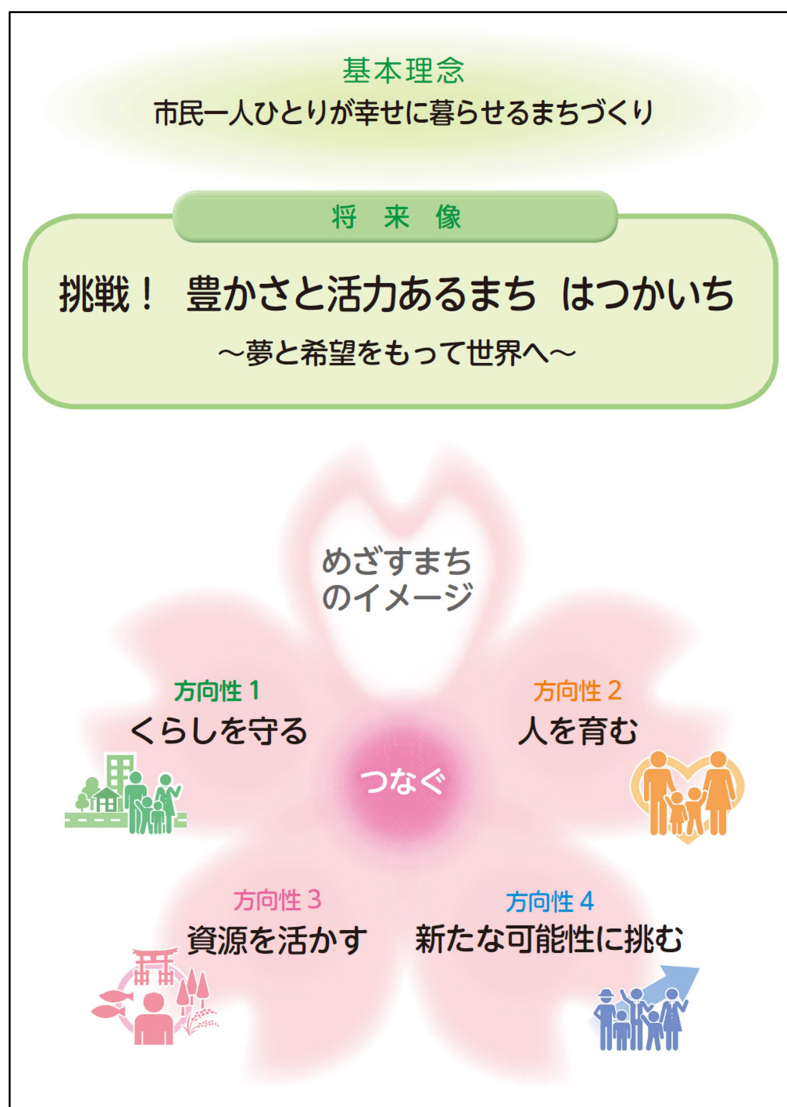
4-2 上位計画

本計画の上位計画として位置づけられる各計画の概要や関連項目を次のとおり示す。

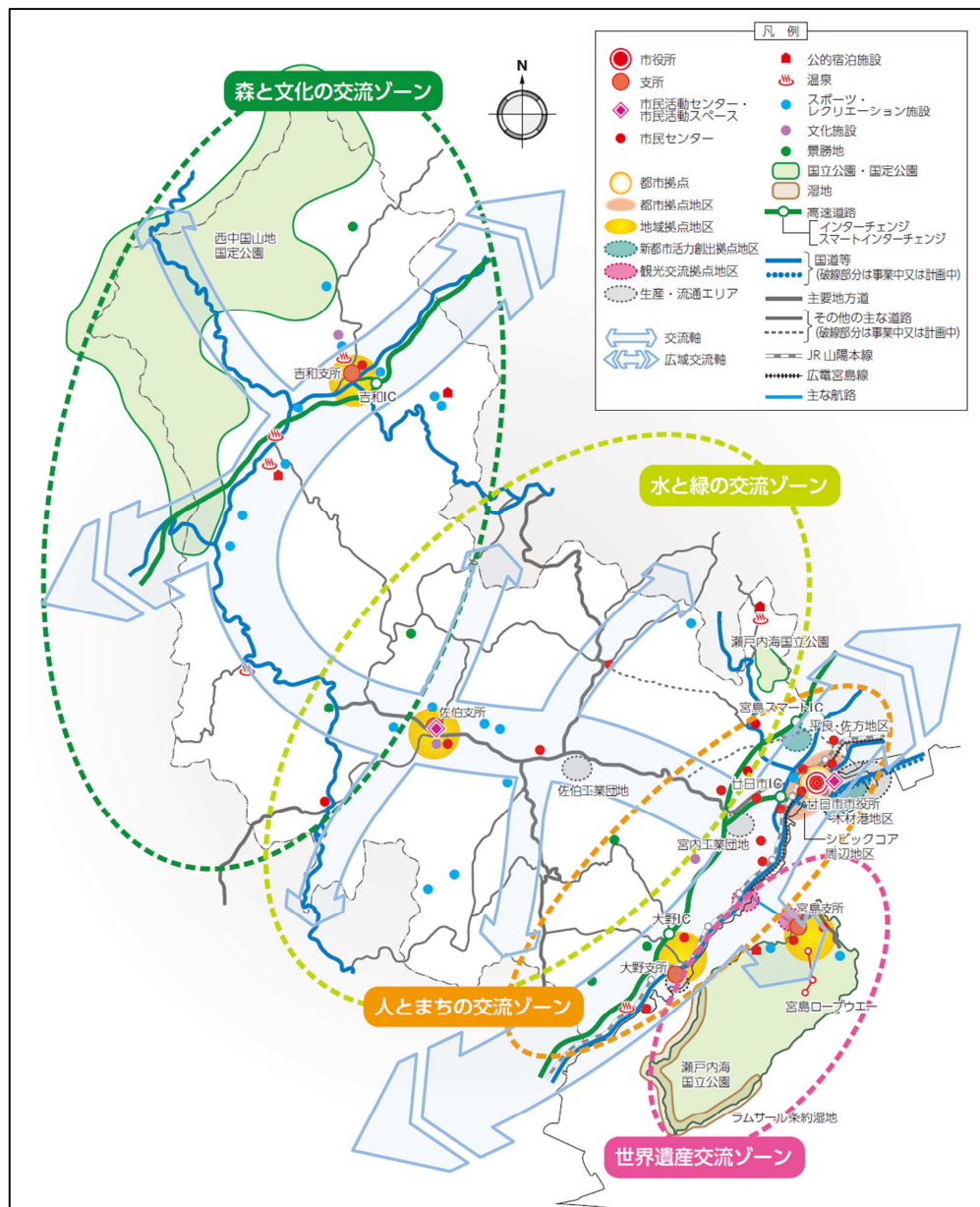
(1) 第6次廿日市市総合計画（平成28年3月策定）

- まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」とし、将来像を「挑戦！ 豊かさと活力あるまち はつかいち ～夢と希望をもって世界へ～」と設定。
- 将来像を実現するための方向性として、「くらしを守る」「人を育む」「資源を活かす」「新たな可能性に挑む」の4つを掲げている。

図表 将来像と方向性のイメージ



図表 都市構造

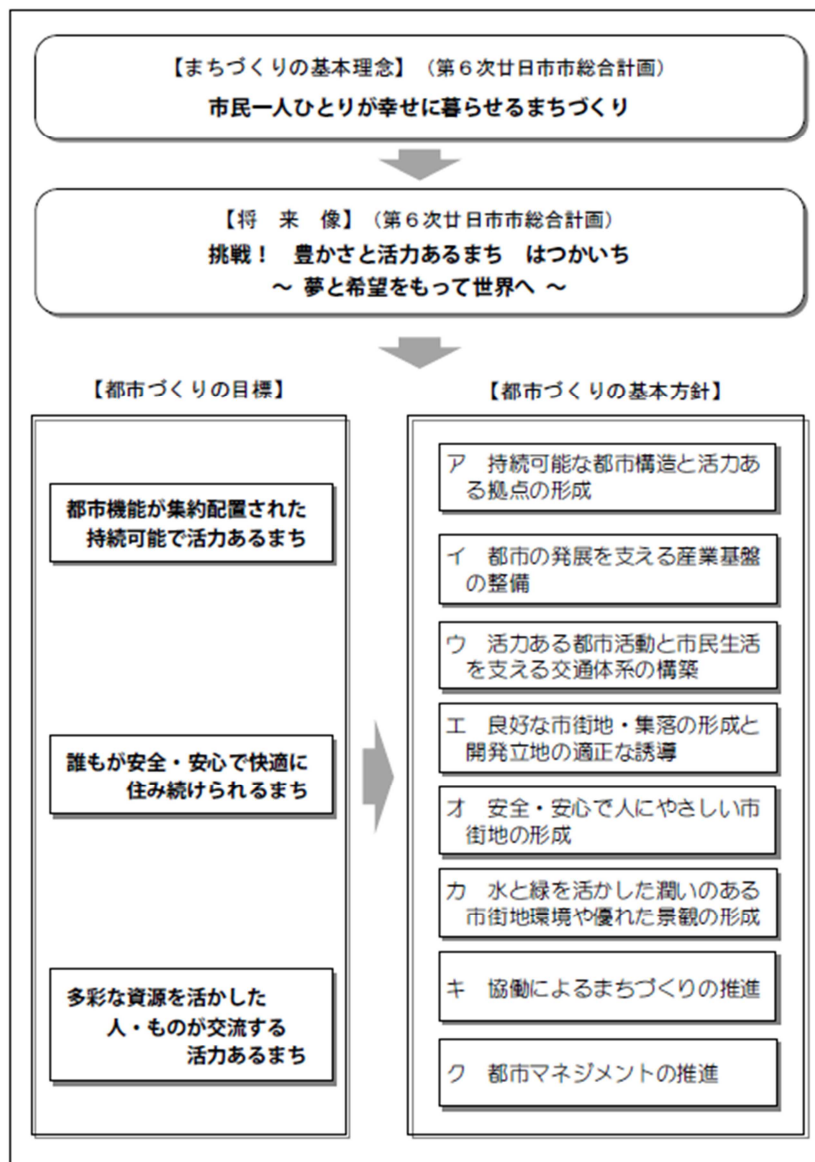


- 「人を育む」の重点施策の1つに「郷土の歴史・文化を次世代につなぐ」があり、厳島神社などの貴重な文化財を守り、次代につないでいく責務があること、失われつつある宮島地域の歴史的町並みや景観を守り、後世に伝えることが課題として挙げられている。
- 「資源を活かす」の重点施策の1つである「観光ブランド力の向上を図る」では、世界遺産「厳島神社」を擁する宮島の歴史的な資源、自然などを考慮し、来訪者のニーズに応じ満足度の向上を図り、宮島のブランド力を高めることを掲げている。

(2) 廿日市市都市計画マスタープラン（平成 30 年 3 月策定）

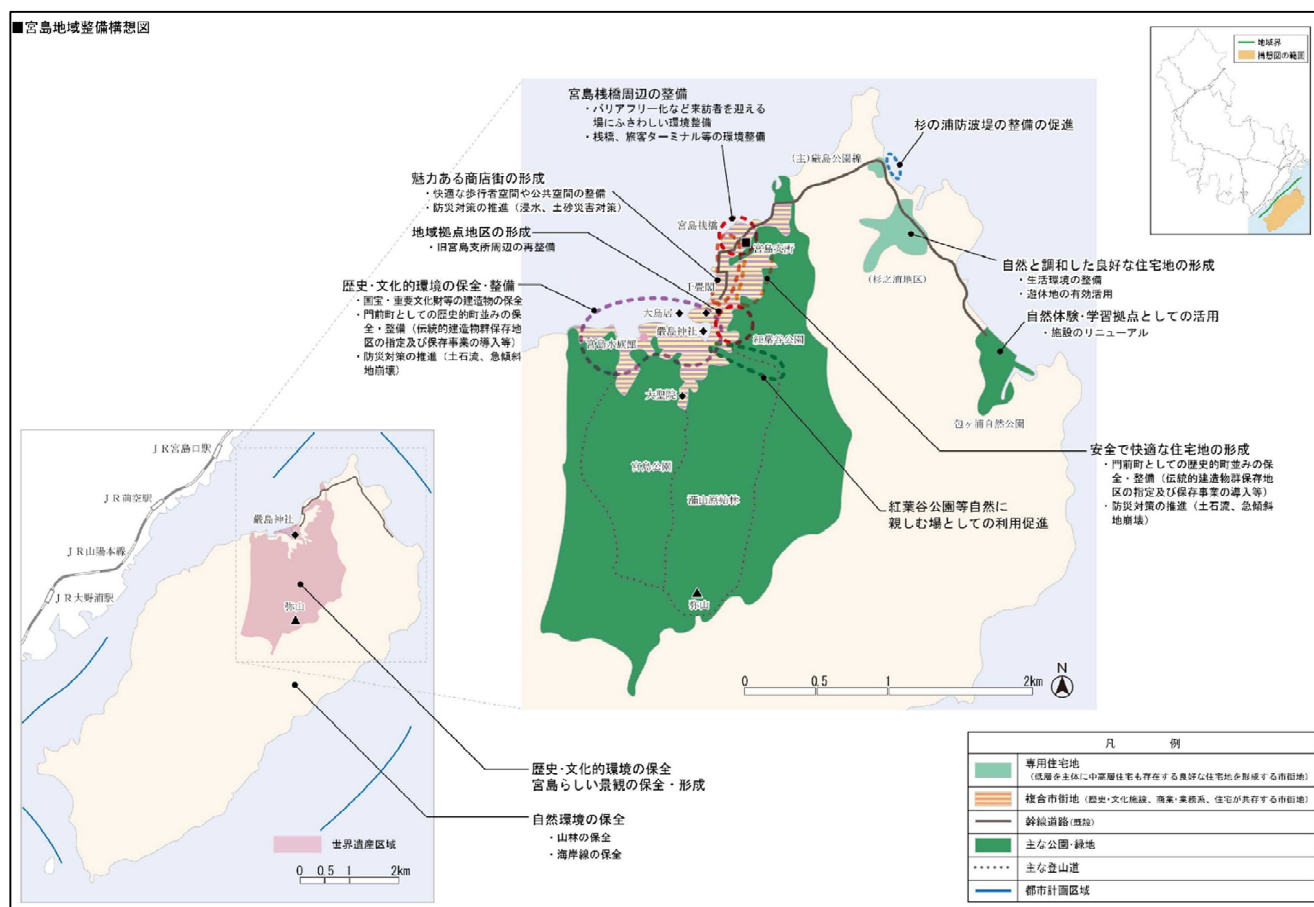
- 第 6 次廿日市市総合計画における都市像を実現していくため、「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念として設定。
- また、現在のまちの姿をより向上させた、概ね 10 年先の町の姿として「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち ～夢と希望をもって世界へ～」を将来像として設定。
- 「都市機能が集約配置された持続可能で活力あるまち」、「誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまち」、「多彩な資源を生かした人・ものが交流する活力あるまち」を都市づくりの目標として設定し、活力あるまちの実現を目指すこととしている。

図表 都市づくりの目標と方針



- 地域別構想において、宮島地域では、「世界遺産と共生して安全・安心に暮らせ、多くの人が訪れる、賑わいのあるまち」を整備の目標として掲げている。
- 宮島地域の具体的な整備方針として、以下の通り掲げている。
 - ・住宅・商業地等から形成される市街地は、伝統的建造物群保存地区の指定及び保存事業の導入等による門前町としての歴史的町並みの形成、防災対策などを進め、落ち着いたたたずまいを活かした安全で快適な住宅地としての形成を図る。
 - ・商店街については、快適な歩行者空間や公共空間の整備を進め、厳島神社の参道にふさわしい商店街の形成を図る。
 - ・歴史的建造物や観光交流施設が点在する区域については、宮島を代表するゾーンとして、国宝・重要文化財をはじめとした建造物や門前町としての歴史的町並みの保全に努めるとともに、歴史・文化的環境に配慮した整備を図る。

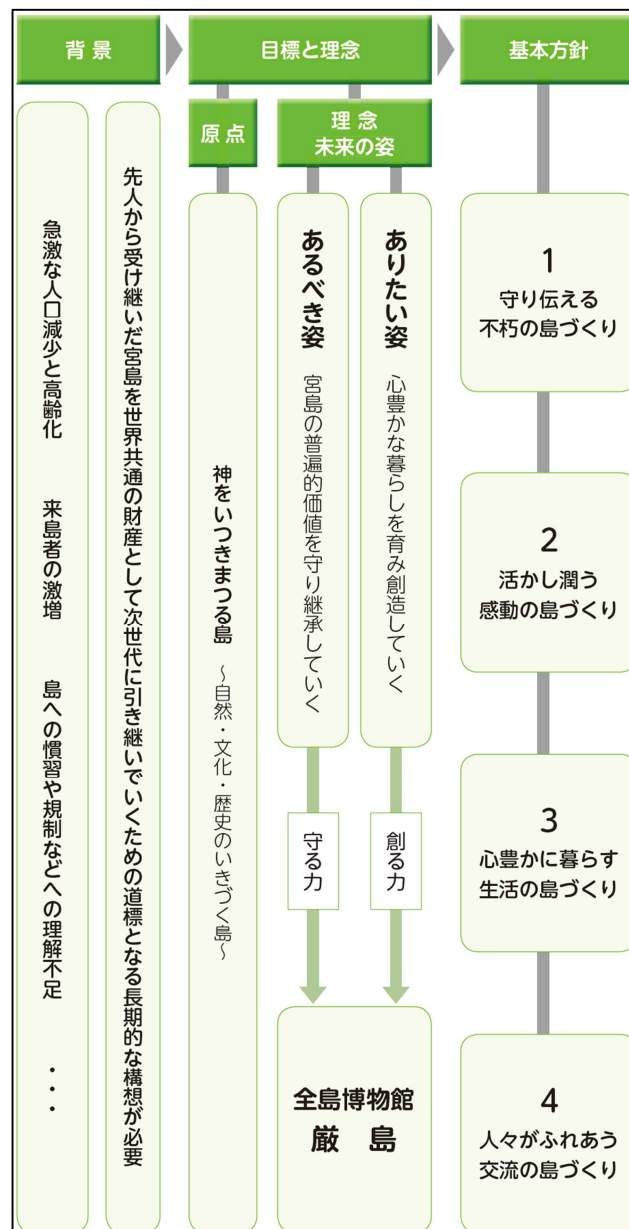
図表 宮島地域整備構想図



(3) 宮島まちづくり基本構想（令和 2 年 3 月策定）

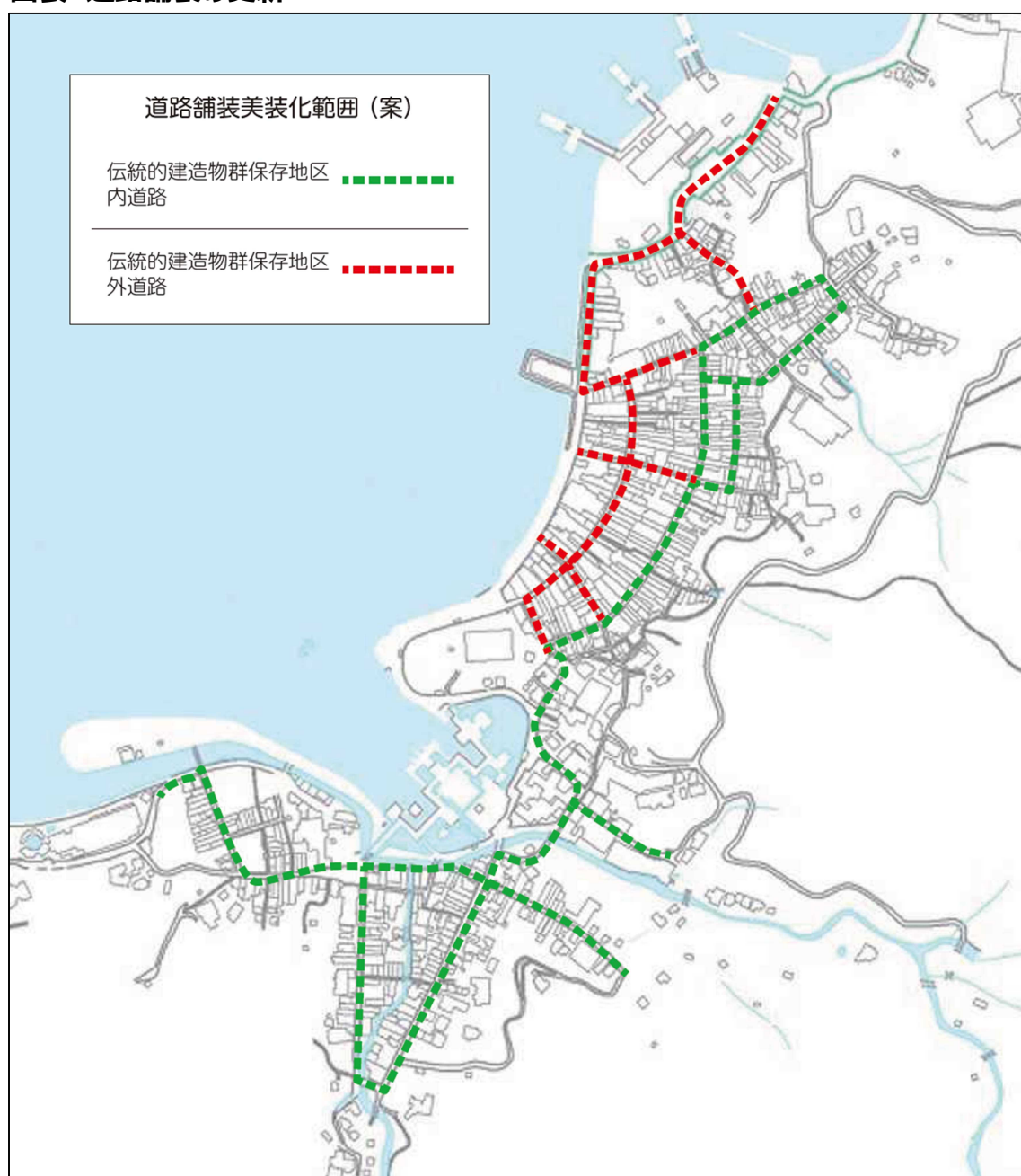
- 「神をいきまつの島 ～自然・文化・歴史～」をスローガンに掲げ、まちづくりを進めるため、「①あるべき姿の継承：宮島の普遍的価値を守り継承していく」、「②ありたい姿の創造：心豊かな暮らしを育み創造していく」の2つの方向性から理念（考え方）を設定。
- 宮島の未来の姿を実現するために、「守り伝える不朽の島づくり」、「活かし潤う感動の島づくり」、「心豊かに暮らす生活の島づくり」、「人々がふれあう交流の島づくり」の4つの基本方針を掲げている。

図表 背景及び基本構想の目標と理念・基本方針



- 8つの視点の「文化・歴史」に関する施策展開（案）として、歴史的町並みの保存・再生や、伝統文化保存伝承等により、宮島の伝統文化の価値を明確にし、守りつたえることとしている。
- 「交通」に関する施策展開（案）として、耐久性の高い工法を用い、計画的に道路舗装の美装化と更新を進め、魅力ある空間整備を図ること、合わせて電柱等の撤去や歩行空間のバリアフリー化を推進することを掲げている。

図表 道路舗装の更新

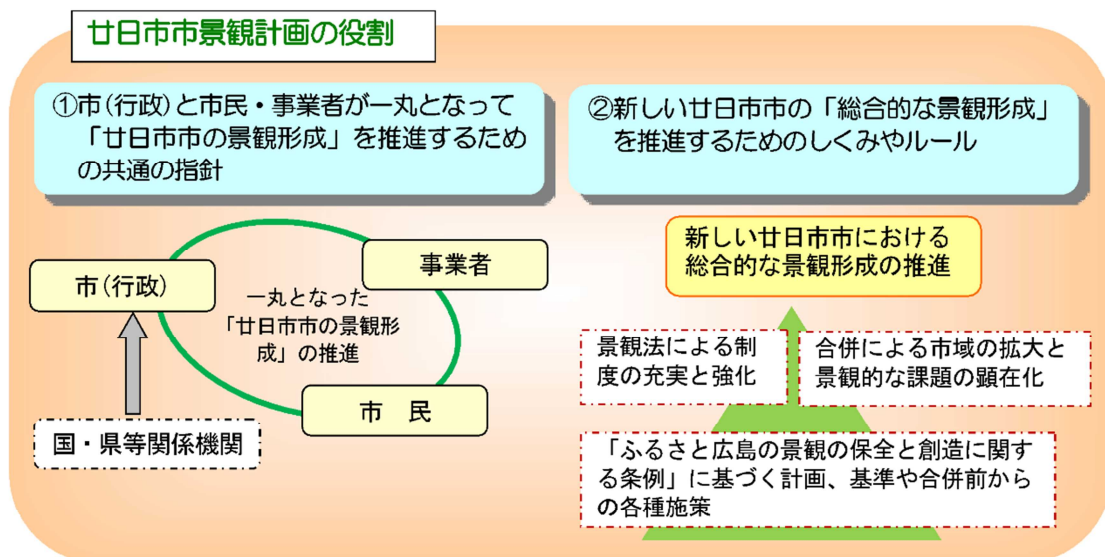


4-3 関連計画

(4) 廿日市市景観計画（令和2年4月改定）

- 「都市景観と自然景観が調和した美しいまちをつくること」を重点的な取り組みとする廿日市市総合計画を具現化するための計画。
- 「市（行政）と市民・事業者が一丸となって『廿日市市の景観形成』を推進するための共通の指針」、「新しい廿日市市の『総合的な景観形成』を推進するためのしくみやルール」という2つの大きな役割がある。

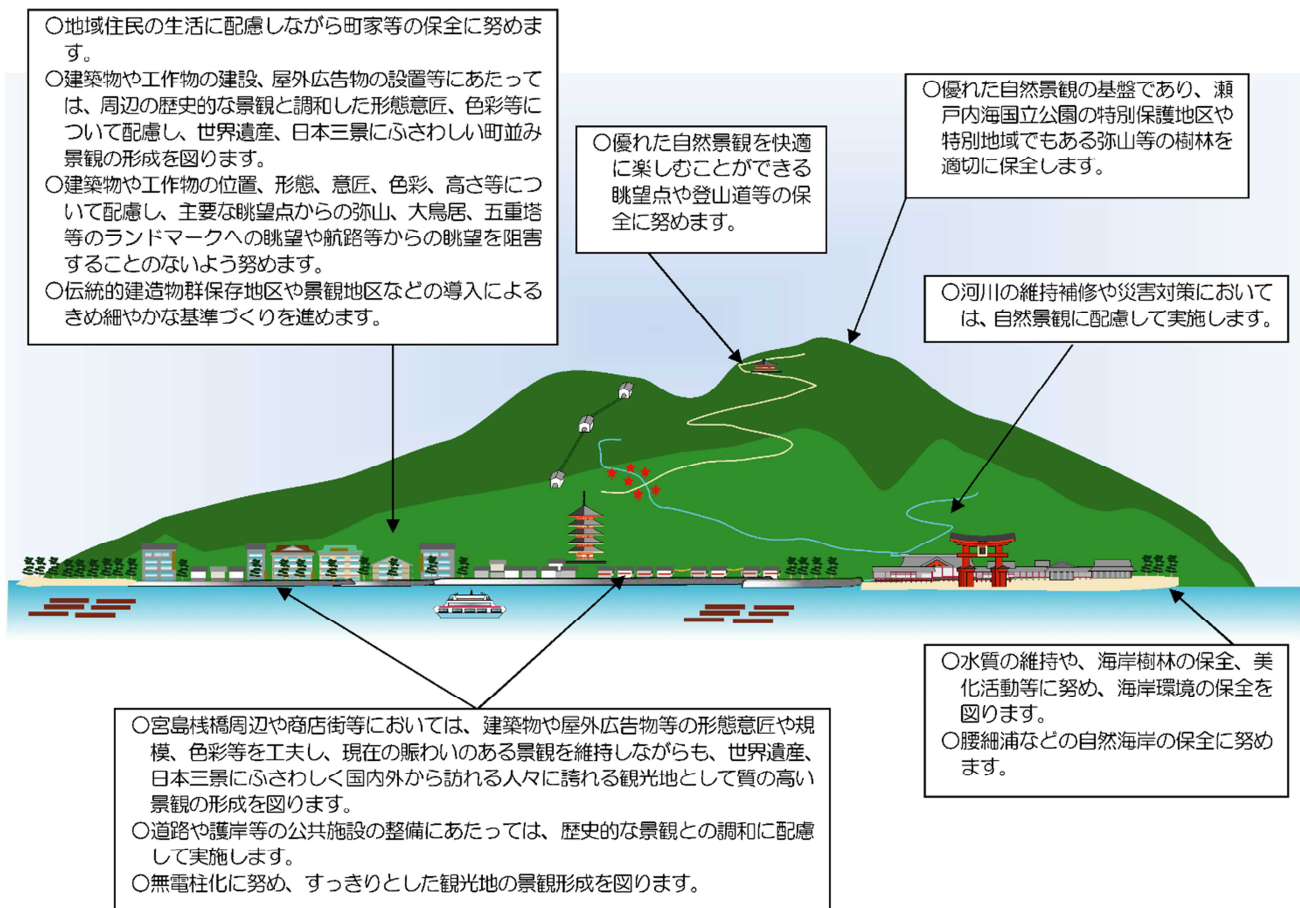
図表 廿日市市景観計画の役割



- 廿日市市の個性豊かな多様な景観を守り、活かし、育むために、「豊かな自然と人々の生活や歴史・文化により醸成されてきた、多様で個性あふれる景観と新たに創る景観を『未来につなぎ・さらに育む』」を基本理念として設定。
- また、「1. 地域個性と廿日市市としての統一感の両立を目指した景観形成」、「2. 国際的な観光地「宮島」を有するまちにふさわしい景観形成」、「3. 豊かな自然の保全と調和のとれた良好な景観の形成」、「4. 歴史的資源を活かした景観形成」、「5. 優れた眺望景観の保全と活用」、「6. 都市計画制度の活用による良好な生活景観の形成」、「7. 屋外広告物の適切な誘導と景観配慮」、「8. 地域の力を活かした愛着と誇りがもてる景観形成」の8つの基本方針を設定。

- また、宮島区域を、先行的に取り組むべき「景観重点区域」の候補地の1つに選定しており、「世界に誇る宮島の価値をより高める景観形成」をコンセプトに掲げている。
- 地域別の方針として、宮島地域は、「悠久の歴史と自然が織りなす宮島の世界に誇る景観の保全」の実現に向け、「①世界遺産・日本三大にふさわしい景観形成」、「②豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成」、「③歴史的資源を活かした景観形成」、「④優れた眺望景観の保全と活用」、「⑤愛着と誇りがもてる景観形成」の5つの基本方針を設定。
- 建築物や工作物等に関する具体的な景観形成基準を定めている。

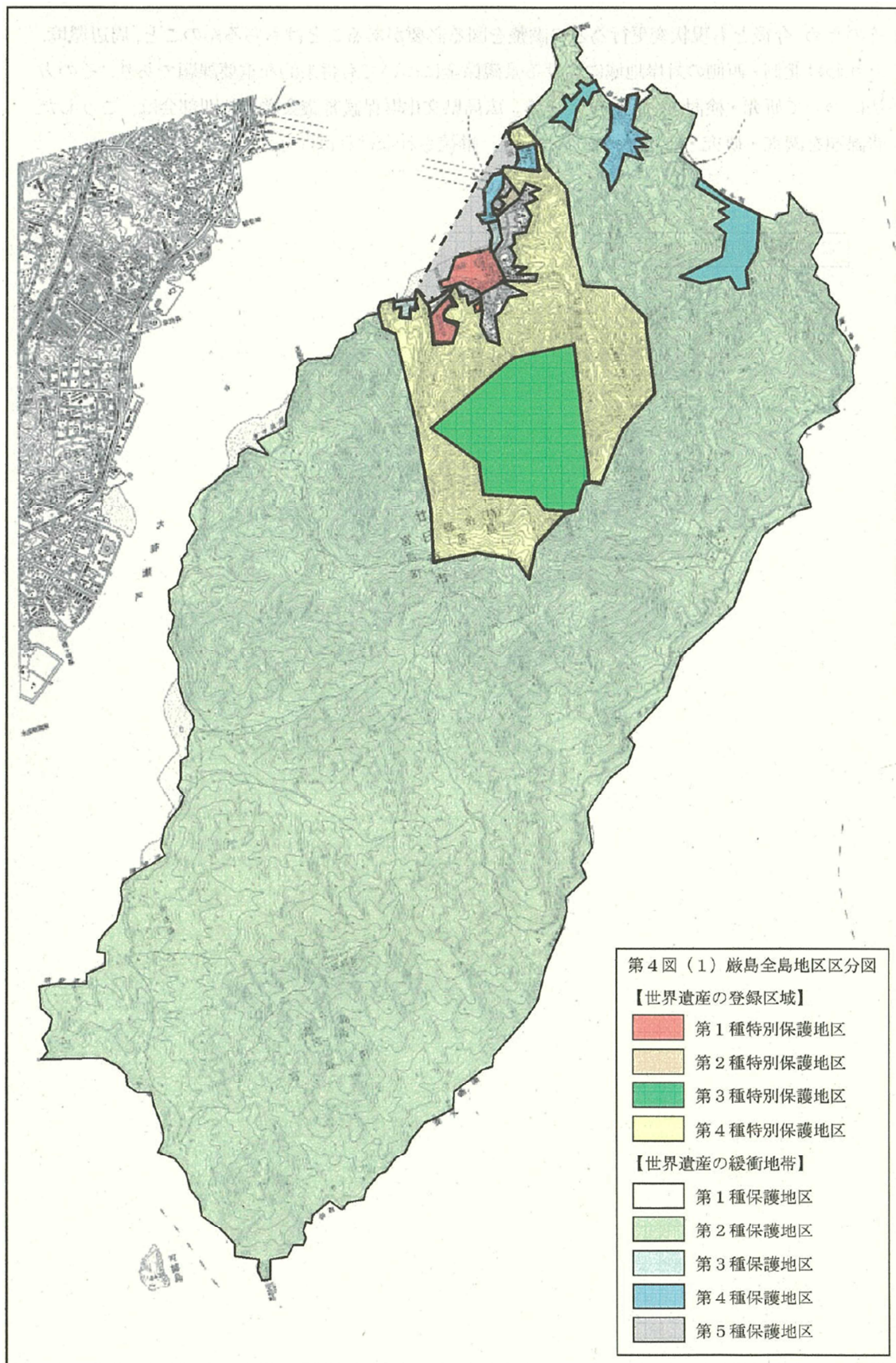
図表 宮島地域の景観形成イメージ



（５）特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画（平成 19 年 1 月策定）

- 世界遺産に登録された厳島神社は、保護状態や、世界遺産条約を適用するために執った行政措置等について定期的に報告することが義務付けられた。より一層の保存管理の充実を図る必要があったため、管理団体である広島県が、1975 年度に作成された旧版保存管理計画の改定を行ったものである。
- 「①特別史跡・特別名勝・天然記念物を構成する諸要素を明確に把握すること」、「②特別史跡・特別名勝・天然記念物を構成する諸要素の適切な保存管理の方法を具体化すること」、「③周辺環境を含めた一体的な保全の方策を講ずること」、「④確実な保存管理のために、適切な整備活用に関する施策を進めること」、「⑤地域に根差した包括な保存管理を進めるために、組織体制及び運営体制の整備を行うこと」と、5 つの保存管理の基本方針を設定。
- また、世界遺産に登録されている区域（特別保護地区）とその緩衝地帯（保護地区）に区分し、さらに両区域内を土地規制状況・利用状況、厳島の構成要素の分布状況等を踏まえ 9 地区に区分し、地区ごとの保全管理の方法を定めている。

図表 厳島全島地区区分図



- 地区区分ごとの現状変更等の許可に関する総括的な取扱い基準を次の通り定めている。

【世界遺産の登録区域】

- ・第1種特別保護地区：国宝・重要文化財に指定されている建造物の維持管理及び宗教活動に伴う行為以外は、原則として現状変更等を許可しない。
- ・第2種特別保護地区：非常災害のための必要な応急措置として行う行為及び公共目的のための事業以外は、原則として現状変更等を許可しない。
- ・第3種特別保護地区：非常災害のための必要な応急措置として行う行為及び公共目的のための事業以外は、原則として現状変更等を許可しない。
- ・第4種特別保護地区：非常災害のための必要な応急措置として行う行為及び公共目的のための事業、既存の建物の改装・改築（屋根・壁面の色彩・形態が周囲の自然と良く調和がとれていることを条件とする。）及び公園計画に基づいて行う事業以外は、原則として許可しない。

【世界遺産の緩衝地帯（バッファゾーン）】

- ・第1種保護地区：建築物・工作物の最高高さは17.5m以下とする。また、要害山・塔の岡・弥山登山道本道線沿いや宮島航路などの陸上・海上の主要な展望点からの展望景観を著しく阻害する可能性のある場合には、許可しないことがある。
- ・第2種保護地区：森林の保護管理上必要な措置として行う行為及び公共目的のための事業以外の現状変更等については、原則として許可しない。大砂利等の開拓地については、住宅・農業用倉庫等の日常生活の用に供されるもの及び公共目的のための事業以外の現状変更等については、原則として許可しない。広島大学宮島自然植物実験所については、学術研究に必要な施設以外の現状変更等については原則として許可しない。
- ・第3種保護地区：建築物・工作物の最高高さは17.5m以下とする。また、要害山・塔の岡・弥山登山道本線沿いや宮島航路などの陸上・海上の主要な展望点からの展望景観を著しく阻害する可能性のある場合

には、許可しないことがある。

- ・第4種保護地区：建築物・工作物の最高高さは20m以下とする。ただし、要害山・塔の岡・弥山登山道本線沿いや宮島航路などの陸上・海上の主要な展望点からの展望景観を著しく阻害する可能性がある場合には、規制を加えることがある。
- ・第5種保護地区：港湾管理施設・護岸改修に関するもの以外の現状変更については、許可しない。浮き浅橋に係る現状変更等については、特別名勝の景観に配慮したものとする。

図表 許可基準表

第8表 建築物の新・増・改築許可基準

総則	・伝統的建造物の修理（増・改築）については、その調査成果に基づき固有の屋根・壁面・建具に即して行うこととする。 ・その他の建築物の新築・増築・改築・建替については、和風仕様を原則とし、特別史跡及び特別名勝の景観と調和させて、以下の点に即して行うこととする。
屋根	・原則として、切妻・寄棟・入母屋の屋根とする。 ・民家・民家風建築物は屋根勾配を4寸～5寸とする。 ・社寺建築物は屋根勾配を6寸程度とする。 ・適度な軒の出を有すること。 ・原則として日本瓦葺で、色は無彩色（黒色・灰色）とする。銅板・カラー鉄板等を使用する場合は一文字葺きとし、棟に棟瓦を載せ、色は無彩色又は茶系統色とする。
壁面	色は無彩色、茶色又はクリーム系統色とする。
建具	色は茶系統色とする。
高さ	・特別保護地区は15m以下とする。 ・第1種・第2種保護地区は17.5m以下とする。 ・第3種保護地区は17.5m以下とする。 ・第4種保護地区は20m以下とする。
その他	・空調室外機・ガスボンベ等の室外に設ける設備については、公共空間から目立たない位置に設置するか、又は建物本体や周辺の景観に調和する木製格子などの修景措置について工夫すること。 ・日除け等については、屋根と同系統色とする。

第9表 安全施設等の設置許可基準

転落防止柵・ガードレール・ガードパイプ	・道路に設置するものについては、鋼製で白色・黒色・焦茶色のものとする。マンセル体系の無彩色（N）、もしくは10YR2/1を標準とする。 ・遊歩道に設置するものについては、環境に配慮して、杉材等の木製で、色は材質色（焦げ茶系）とする。
道路交通標識	標識の裏側及び支柱の色は焦茶色とし、マンセル値の10YR2/1を標準とする。

第10表 電気・通信施設の更新許可基準

電柱・電話柱・アンテナ	無彩色（N）、又は焦茶色とする。
地上機器	地中化事業に伴う地上機器の色については、焦茶色とする。

第11表 治山・砂防・防災工事の許可基準等

文化財保護のための事業	重要文化財の修理及び防災施設の設置，史跡等・登録記念物保存整備費国庫補助要項に掲載される警報・消火・避雷・防盜・防犯・避難設備などの設置事業や土砂災害防止等の措置。
砂防ダム・治山ダム	・堰堤・擁壁については，コンクリートが露出しないように，表面に工事箇所付近の在石（花崗岩）を張り付ける（野面石積工）。 ・在石が不足する場合には，日本産の花崗岩を使用する。目地は深目地とし，モルタルが見えないようにする。
法面崩壊防止用擁壁	・擁壁については，コンクリートが露出しないように，表面に花崗岩を張り付ける（野面石積工）。 ・ジオファイバー工法による植生工には，宮島在来種（ススキ・ヨモギ・ヤマハギ・野芝等）の種子吹き付け又は樹木（マツ等）の補植・移植を行う。
災害防止のための植栽	植栽を行う場合には，宮島在来種を使用する。

第12表 港湾管理施設・護岸の改修許可基準

護岸工	・護岸の表面を在島及び日本産の花崗岩で覆い（野面石積工），コンクリートを露出させないようにする。また，目地は深目地とし，モルタルが見えないようにする。 ・係船金具は，最小限必要な数量を取り付けてもよい。 ・水叩き工・管理道の表面仕上げについては，コンクリート洗い出しとする。
防波堤	・基本水準面（CDL）から上部工までは，コンクリートが露出しないように，野面石積風に表面に日本産の花崗岩を張り付ける。 ・天端面も日本産の花崗岩の石張りとする。

第13表 公園整備の許可基準

トイレ・休憩所・あずまや等建築物	建築物の新・増・改築の許可基準と同じ
遊歩道	・石段の石については，在来の花崗岩を使用し，在石が不足したときは日本産の花崗岩を使用する。 ・路面については転圧による地道の仕上げが望ましいが，場合により透水性の自然色真砂土硬化舗装を使用してもよい。 ・転落防止柵の設置については，必要最小限に留め，安全施設の設置基準による。

第14表 恒久的な工作物の許可基準

看板，標識，道標等	標識の裏側及び支柱の色は焦茶色とし，マンセル値は10YR2/1を標準とする。
門扉，フェンス等	・通り，路地に面したブロック・コンクリート塀については，日本瓦葺きとする。 ・小規模建築物に付随する門扉・フェンスについては，焦茶色とする。
自動販売機	周辺の景観に調和するよう木製格子などの修景措置を工夫する。

(6) 瀬戸内海国立公園（広島県地域）管理計画書（平成元年 3 月策定）

- 地域の特色、国立公園管理の実態及び課題を踏まえ、風致・景観の管理、公園事業の取扱い、地域の開発・整備への対処、利用者指導、美化清掃、行政間の円滑な調整等について、その取扱方針をできるだけ明確にし、関係者の合意を図り、現地管理の指針として作成されたもの。
- 宮島では、利用拠点での施設整備を図る一方、現在の自然景観を極力保護すると定めている。なお、全島特別地域という事情に鑑み、住民の生活環境の改善・整備には十分配慮することとされている。
- 風致・景観の管理については、「国立公園及び国定公園の許可・届出等の取扱要領（昭和 54 年 6 月 30 日環自保第 250 号）」、「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和 49 年 11 月 20 日環自企第 570 号）」等により運用することとされている。また、道路や電柱、広告物等、行為の種類別に取り扱い方針を定めている。

図表 許可・届出等取扱方針一覧表（一部抜粋）

行為の種類	取 扱 方 針
1. 工作物	
(1) 建築物	建築物が周辺の自然景観や人文景観を損なうことがないよう以下の点に留意する。 ① 外観意匠 ア. 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟、もしくは入母屋型の勾配屋根とする。 イ. 屋根の色彩 こげ茶色、黒又は灰色を基調とし、銅板葺も認めるものとする。 ウ. 壁面の色彩 茶系統もしくはグレー系、ベージュ系統色とする。 ② 修景緑化 第 7 一(2)修景緑化指針による。
(2) 道 路	主要展望地や海上からの景観を著しく損なうことがないよう、次のとおり取扱うものとする。 ① 法面等の処理

行為の種類	取 扱 方 針
(3) 電柱、鉄塔、アンテナ	擁壁を設置することが不可欠である区間を除き、原則として永続性のある緑化工により緑化する。この場合、法面の安定のための法枠工、緑化ウォール等の構造物を緑化工と併用することは差し支えないものとする。
	通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、緑化特殊モルタルや落石防護ネット等により対処する。
	なお、緑化植物については第7一(2)修景緑化指針による。
	② 交通安全柵
	極力ガードケーブルを用いることとする。ガードレールを使用する場合、主要展望地から望見される場所にあつては、外側をこげ茶色に塗装する。
	③ 落石防護柵
	亜鉛メッキ仕上げのものを使用するか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。
	④ 擁壁
	主要展望地から望見される場所にあつては、自然石又はそれに模したブロックを使用する。
	⑤ 残土
	原則として国立公園区域外に搬出する。
	⑥ 跡地整理
	工事に伴い生じた道路沿の空地等については、退避所等に活用される場合を除き速やかに修景緑化を図る。
	新設の場合は、事前にその必要性、場所の選定、景観上の支障等について十分な検討を行う。
	① 電柱
	ア. 色彩
	建替については、路線上の他の電柱との統一を図る。路線の新設の場合、コンクリート柱はそのままの色、鋼管柱、鋼板柱は亜鉛メッキ仕上とする。なお、宮島については黒色とする。
	イ. 共架
	原則として電力線と電話線の共架を図る。
	ウ. 地下埋設

行 為 の 種 類	取 扱 方 針
(4) 砂防・治山施設	景観保護上重要な場所の新設については地下埋設を行う。また、宮島については、地元や電力会社の協力を得て、可能なところから順次地下埋設する。 エ. 広告物 営業広告物は認めない。 ② 鉄塔、アンテナ 新設の場合灰色又はこげ茶色を原則とする。航空障害対策は、極力塗色ではなく、標識灯の設置によることとする。 既設のものについては、塗り替え等の機会をとらえ改善を要請する。 新設の場合は、事前にその必要性、景観上の支障、公園利用動線への影響等を十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、自然石又はそれに模したブロック仕上げとするほか、落石防護柵については、亜鉛メッキ仕上げか灰色もしくはこげ茶色に塗装する。
(5) 海岸保全施設防波堤等	事前に必要性、場所の選定、景観上の支障等について十分検討する。 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、自然石又はそれに模したブロック仕上げとするか、セメントに顔料を混ぜる等の着色を行い風致上の支障の軽減を図る。
2. 木竹の伐採	国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「同（国有林の取扱い）（昭和48年8月15日環自企第616号）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。ただし、別記保全対象（P50）周辺の森林又は、良好な照葉樹林等の伐採は極力避けるものとする。
3. 広告物の設置	国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、県、市町と協力して違反野立広告物の追放を図るほか、営業表示、誘導標識等の取扱いを以下のとおりとする。 ① 施設敷地内において施設名、営業内容等を表示する広告物 ア. 表示面積 2㎡以内とする。 イ. 高さ 5m以下とする。 ウ. 色彩

行為の種類	取 扱 方 針
	地は茶系色、文字は白色を基調とする。 エ. 照明 広告物に照明を使う場合、動光点滅を伴うことのない白色系のものとする。 ② 誘導標識・地区案内板 ア. 表示面積 複数の誘導標識が設置される場合は、極力統合を図る。この場合案内先1件分につき0.5㎡以下、合計5㎡以内。地区案内板については10㎡以下とする。 イ. 高さ 5m以下とする。 ウ. 色彩 誘導標識の地色はこげ茶色、文字は白を基調とする。 エ. 照明 広告物に照明を使う場合、動光、点滅を伴わず白色系の光とする。 オ. 標準仕様 地区案内板、道標及び誘導標識については、別途仕様の定められている歩道等にかかるものを除き、別記仕様（P57）を標準とする。 ③ その他の看板類 建築物の外壁に掲出する看板類の表示面積、高さ、色彩、照明については、①、②に準ずるものとし、風致上支障のないよう配慮する。 また、道路沿に乱立する営業用ののぼり、簡易看板等を排除する。
4. 水面の埋立	海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の景観の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため、水面の埋立については、次のとおり取扱うものとする。 ① 特別地域地先水面の埋立 ア. 原則的に許可しないものとする。ただし、次の場合にあってはこの限りではない。 (ア) 地域住民の生活上必要なもの及び農業、漁業の用に供されるものであって必要性が高くかつ他に適地がないと認められる場合。 (イ) 既に人工海岸、半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等自然景観の回復を目的とする場合。

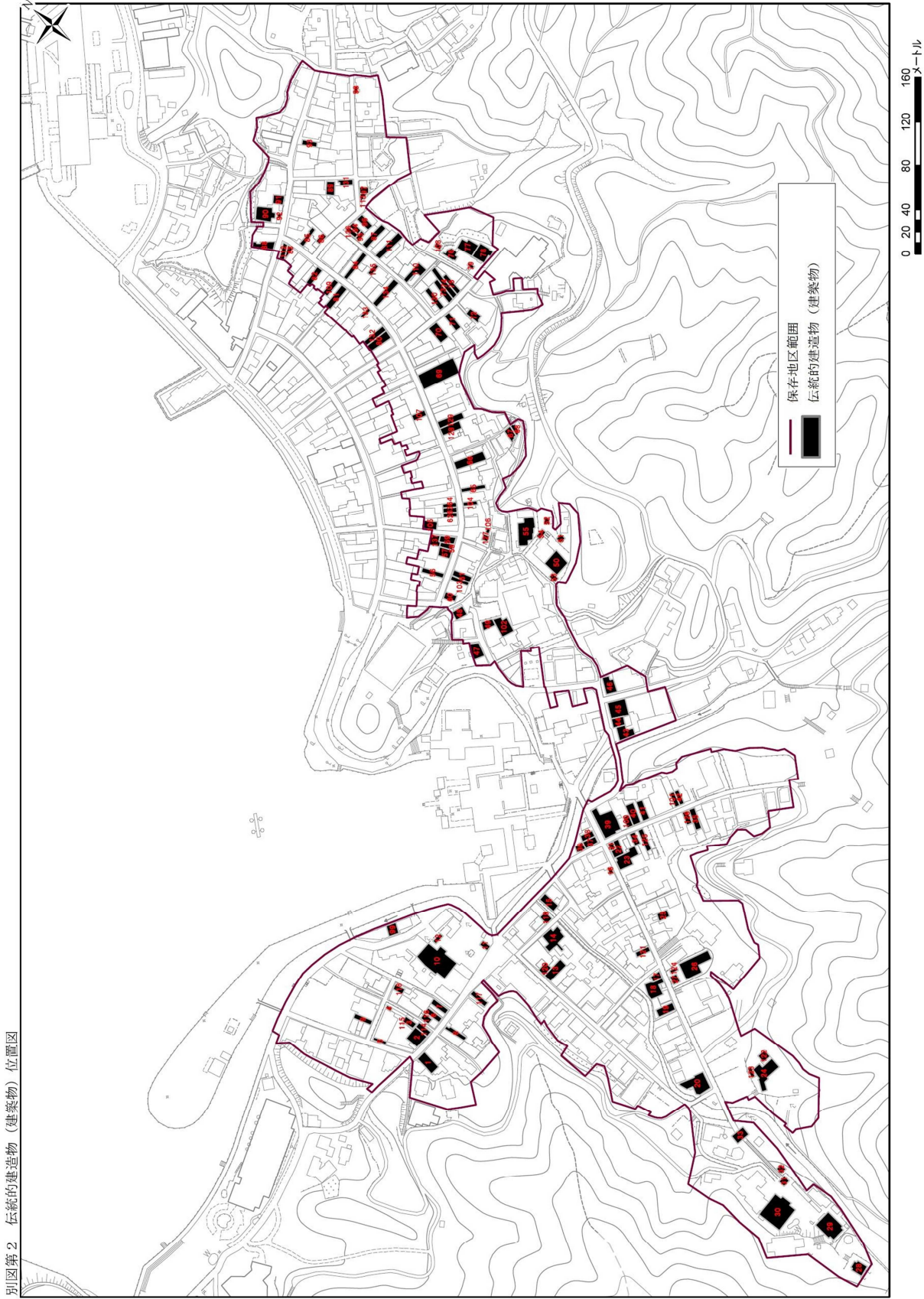
（７）廿日市市厳島伝統的建造物群保存対象調査報告書（平成 19 年 3 月策定）

- 本調査報告書は、門前町全体の履歴と構成を把握することと、門前町を構成する伝統的建造物や環境要素の構成と特色を把握すること、伝統的な門前町景観の変遷と特色を把握すること、さらにこれらの調査結果をまとめて門前町の固有性を明らかにし、保存構想を示すことを目的として作成された。
- 本調査によって、門前町に残される伝統的な町並みには、文化財的な価値が備わっていることが明らかとなり、町並みを保存して活用し、景観形成に生かしていくことでまちづくりを有意義に進められる可能性を指摘している。
- 門前町の価値を損なうことなく、町並み景観を保存するための最善の方法として、文化財保護法と都市計画法に規定された伝建地区の設定を提言している。
- 厳島の護岸や斜面地法面、路面、植栽等の公的空間は、明治後期から公園整備として伝統的な工法や素材、樹種を用いた方法で修景整備が実施されており、門前町の特性を生かした景観形成に寄与していることを述べている。一方で、オリジナルのものと修景されたものが混在し、本質的な価値を持った要素がどれであるのか判読しにくいといった課題を挙げている。
- 電柱・電線については地中化が行われていない箇所もあり、細街路が多い門前町では、電柱や電線が円滑な防災活動（特に消火活動）や速やかな通行を図るうえで障害となっており、未着工部分の早期地中化を課題として掲げている。

（８）廿日市市宮島町伝統的建造物保存地区保存活用計画（令和元年６月策定、令和６年３月変更）

- 本計画は、厳島神社を中心に形成された伝統的な町並みを市民共有の財産として後世に守り伝えながら、交流や情報発信を通したまちづくりに活用することにより、住民の生活環境の向上や地域の活性化等を目的とし、そのための方針や手段、基準等を定めるもの。
- 保存地区の都市構造は、特別史跡及び特別名勝などの規制により、近世以来の町割を残し、歴史的風致も維持されている。保存の基本的な考え方として、歴史的風致を次世代に守り伝えることを基本とし、保存地区住民が主体となり、伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保全を図ることとしている。
- また、門前町としての特徴を有していることを踏まえ、保存区域周辺においても、その住民の理解の基に「特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画」と整合性を取りつつ、保存区域内の伝統的建造物群と調和したまちづくりを進める考えである。
- 保存地区内の保存及び活用のための必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画として、公共空間（路面の舗装や側溝、電柱、広告物、看板等）に関する整備方針や、修景・許可基準を掲げている。

図表 廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区範囲図、伝統的建造物位置図等



図表 修理・修景・許可基準表

別表第4 修理・修景・許可基準		修理基準				許可基準	
		町家・社寺・その他		町家		社寺・その他	
		町家・社寺・その他		町家		町家	
建築物	敷地割	現状維持とする。		現状維持とする。		現状維持を原則とする。	
	位置	道路に面する外壁の位置を周囲の伝統的建造物である町家に揃える。ただし、土地の履歴による場合は、この限りでない。また、町並みの連続性を損なわない隣接間隔とする。		道路に面する外壁の位置を周囲の伝統的建造物である町家に揃える。ただし、土地の履歴による場合は、この限りでない。また、町並みの連続性を損なわない隣接間隔とする。		道路に面する外壁の位置を周囲の伝統的建造物である町家に揃える。ただし、土地の履歴による場合は、この限りでない。また、町並みの連続性を損なわない隣接間隔とする。	
	高さ	地上2階建てまでとし、最高高さ10m以下とする。		地上2階建てまでとし、最高高さ10m以下とする。		地上3階建てまでとし、町並みの連続性を損なわない高さとする。	
	構造	木造軸組工法とする。		木造軸組工法とする。		歴史的風致を損なわないものとする。	
	屋根	伝統的建造物の資料や痕跡、類別等に基づき、その外観（これと密接な関係がある構造物を含む。）の伝統的な特性の維持又は復原が図られているものとする（※）。		主たる道路に面して玄関を置き、平入りを原則とする。切妻造とし、角地にあっては切妻造又は入母屋造とする。葺材はいぶし銀の棧瓦とし、勾配は周囲の伝統的建造物である町家と揃える。		主たる道路に面して玄関を置き、平入りを原則とする。切妻造とし、角地にあっては切妻造又は入母屋造とする。葺材はいぶし銀の棧瓦又は金風板とし、勾配は周囲の伝統的建造物である町家と揃える。	
	底	主たる通りに面する各階の間には、庇を設ける。		主たる通りに面する各階の間には、庇を設ける。		主たる通りに面する各階の間には、庇を設ける。	
	外壁	勾配や軒は、周囲の伝統的建造物である町家に合わせる。		勾配や軒は、周囲の伝統的建造物である町家に合わせる。		勾配や軒は、周囲の伝統的建造物である町家に合わせる。	
工作物	建具	建具は、木製とし、周囲の伝統的建造物と調和した意匠とする。		建具は、木製とし、周囲の伝統的建造物と調和した意匠とする。		主たる通りに面する建具は、原則、木製とする。	
	設備機器	設備機器等は通りから見えな配置とする。やむを得ず通りに面して設ける場合は、周囲の伝統的建造物と調和するよう色彩や囲い等で工夫する。		設備機器等は通りから見えな配置とする。やむを得ず通りに面して設ける場合は、周囲の伝統的建造物と調和するよう色彩や囲い等で工夫する。		設備機器等は、通りから見えな配置を原則とする。通りに面して設ける場合は、歴史的風致を損なわないものとする。	
	門・扉	※と同じ。		伝統的な門・扉とする。門・扉は、日本瓦葺とする。ただし、木質材で葺く場合は、この限りでない。土地の履歴を考慮した位置・規模とする。		土地の履歴を考慮した位置・規模・形式とし、歴史的風致を損なわない意匠や色彩とする。	
	屋外広告物	屋外広告物は、周囲の伝統的建造物に調和した自家用広告物に限る。掲出数は、必要最小限とする。		屋外広告物は、周囲の伝統的建造物に調和した自家用広告物に限る。掲出数は、必要最小限とする。		屋外広告物は、自家用広告物に限り、歴史的風致を損なわない位置・規模・形態・材質・意匠・色彩とする。	
	その他の工作物	※と同じ。		周囲の伝統的建造物に調和した意匠・色彩とする。		歴史的風致を損なわない意匠・色彩とする。	
	環境物件	自然物については、原則として現状維持又は同種による旧状の復旧とする。その他の物件については、原則としてその位置・形質・形状の維持又は復旧とする。		庭木等については、宮島の植生を考慮し周囲と調和を図る。		庭木等については、宮島の植生を考慮し周囲と調和を図る。	
	駐車場等	やむを得ず駐車場等を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えにくくし、歴史的風致を損なわないものとする。車庫を設ける場合は、建築物の許可基準に従うものとする。		やむを得ず駐車場等を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えにくくし、歴史的風致を損なわないものとする。車庫を設ける場合は、建築物の許可基準に従うものとする。		やむを得ず駐車場等を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えにくくし、歴史的風致を損なわないものとする。車庫を設ける場合は、建築物の許可基準に従うものとする。	

規模や用途等に係る法規制及び防災上の観点から、この基準により難い場合は、廿日市市伝統的建造物群保存地区保存審議会が審議し、廿日市及び廿日市市教育委員会が決定する。

4-4 関連法

(9) 土地利用関係法の適用状況

宮島における土地利用に係る法規制の適用状況は、自然公園法、都市公園法、都市計画法、文化財保護法、森林法、港湾法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、海岸法、砂防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の11種類である。

- 自然公園法では、全島が瀬戸内海国立公園に指定され、特別保護地区・第1～3種の特別地域及び普通地域に区分されている。
- 都市公園法では、弥山山頂付近から市街地付近までの419.1haが都市公園(風致公園)に指定されている。
- 都市計画法では、全島の3,039haが都市計画区域に指定され、令和元(2019)年6月に指定された伝統的建造物群保存地区を除き、風致地区にもなっている。
- 文化財保護法では、全島が特別史跡及び特別名勝に指定され、さらに弥山山頂付近の158haが天然記念物(瀾山原始林)となっている。
- 森林法では、市街地や集団施設地区等を除き、2,350haが風致保安林に指定されている。
- 港湾法では、胡町、杉之浦、網之浦、包ヶ浦、宮島口が地方港湾厳島港として港湾区域に指定されている。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、全島が鳥獣保護区に指定され、そのうち弥山山頂付近の203haが自然公園法での区域と同様に特別保護地区に指定されている。
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、急傾斜地崩壊危険区域として、市街地及びその周辺において16地区が指定されている。
- 海岸法では、網之浦地区、有之浦地区、杉之浦地区、包ヶ浦地区が厳島港として海岸保全区域となっている。
- 砂防法では、大元川、紅葉谷川、榎谷川、中尾谷川、樅谷川、ドンドン川、白糸川、杉の浦川の8河川が砂防指定地となっている。
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、警戒区域150箇所、特別警戒区域146箇所が指定されている。

図表 土地利用関係法の適用状況

区分	名称	指定年	面積 (ha)	根拠法	備考
都市公園 (風致公園)	宮島公園	(明治9年) 昭和36年 昭和53年	419.1	都市公園法	(太政官布告第16号による 指定) ・共用部分は200ha
天然記念物	彌山原始林	昭和4年	158	文化財保護法	
国立公園	瀬戸内海 国立公園	昭和9年	3,039	自然公園法	・全島に適用
砂防指定地	—	昭和9年 昭和27年	40.19	砂防法	・8河川(大元、紅葉谷、榎 谷、中尾谷、樺谷、ドンドン、 白糸、杉之浦の各河川)
都市計画区域	宮島	昭和10年	3,039	都市計画法	・全島に適用
風致地区	厳島	昭和13年 令和元年	3,022.2	都市計画法	・「廿日市市風致地区内にお ける建築等の規制に関する 条例」
特別地域	宮島	昭和25年	2,836	自然公園法	・特別保護地区以外 ・1～3種に区別
風致保安林	—	昭和26年	2,350	森林法	
特別史跡及び 特別名勝	厳島	昭和27年	3,039	文化財保護法	・全島に適用
特別保護地区	宮島	昭和31年	203	自然公園法	
鳥獣保護区 (特別保護地区)	宮島鳥獣保護 区 (弥山特別 保護地区)	昭和36年 昭和59年	4,397 (203)	鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適 正化に関する法律	・鳥獣の保護繁殖 ・弥山特別保護地区は自然公 園特別保護地区と区域は同 様
急傾斜地崩壊危 険区域	特別保護 地区	昭和45年 平成3年	5	急傾斜地の崩壊に よる災害の防止に 関する法律	・12地区 ・市街地及びその周辺
土砂災害警戒区 域・土砂災害特 別警戒区域	—	平成18年		土砂災害警戒区域 等における土砂災 害防止対策の推進 に関する法律	・6箇所
伝統的建造物群 保存地区	—	令和元年	16.8	都市計画法	宮島門前町

(10) 景観関係法の適用状況

廿日市市では、景観法に基づく「廿日市市景観条例」を公布し、「廿日市市景観計画（H24.4）（以後、「景観計画」と称す）」を策定している。「景観計画」では、一定規模を超える建築物の新築等、工作物の建設等、土地の開墾、土砂等の採取、屋外における土石、廃棄物等の堆積などを届出対象行為とし、宮島の良い景観を保全するための景観形成基準（高さ、形態、意匠、色彩、素材等）を定め、地域における景観行政を主体的に推進している。なお、景観計画ではこの宮島地域を景観形成においてより重点的な施策の実施が必要な区域や先進的な役割を果たすことが求められる区域として「景観重点区域」の設定を進めることとしている。また、都市の風致を維持するため、都市計画法（風致地区）に基づく「廿日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例（H24.12）」を定め、建築物等の新築、増改築などの行為に対して許可基準を定めている。

また、西町と東町のうち 16.8ha を、「伝統的建造物群保存地区」に指定（R1.6）している。

さらに、宮島は前述のとおり、文化財保護法による特別史跡及び特別名勝の指定や自然公園法による瀬戸内海国立公園の特別地域などの指定を受けており、これらに則して建築物等の制限も広範に定められている。

景観構成要素の一つである屋外広告物については、「廿日市市屋外広告物等に関する条例（R1.12）」に基づき、宮島全域は屋外広告物の掲出の禁止地域（自己看板などは制限付きで適用除外）となっている。

第Ⅱ章 宮島の概況

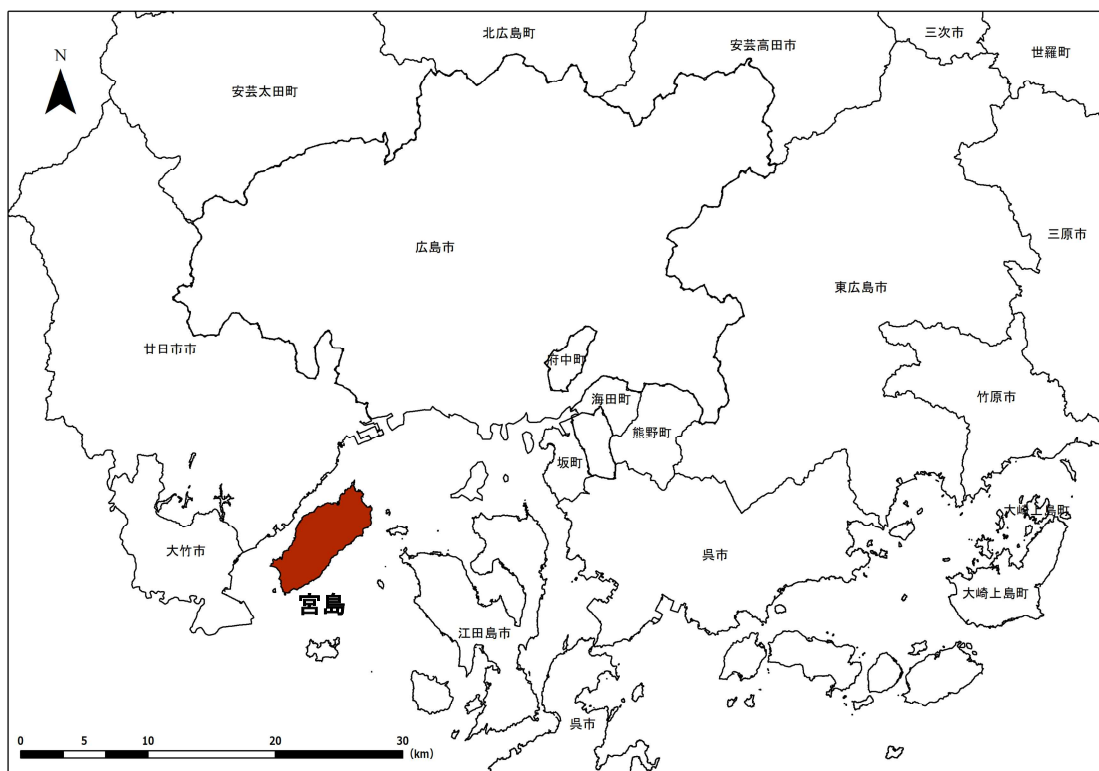
1. 宮島の現況

1-1 位置

宮島（宮島町）は、広島県西部の広島湾に面した島しょ部に位置し、対岸の大野町とは大野瀬戸によって隔たれているものの、至近の距離にある。

また、対岸の宮島口へは定期船で約 10 分、広島港(宇品)へは高速船で 20 分強の位置にあり、最終便後から早朝の始発便までの間、本土との交通は遮断されるものの、島しょ部でありながらも交通の利便性は比較的高いといえる。

図表 宮島の位置図



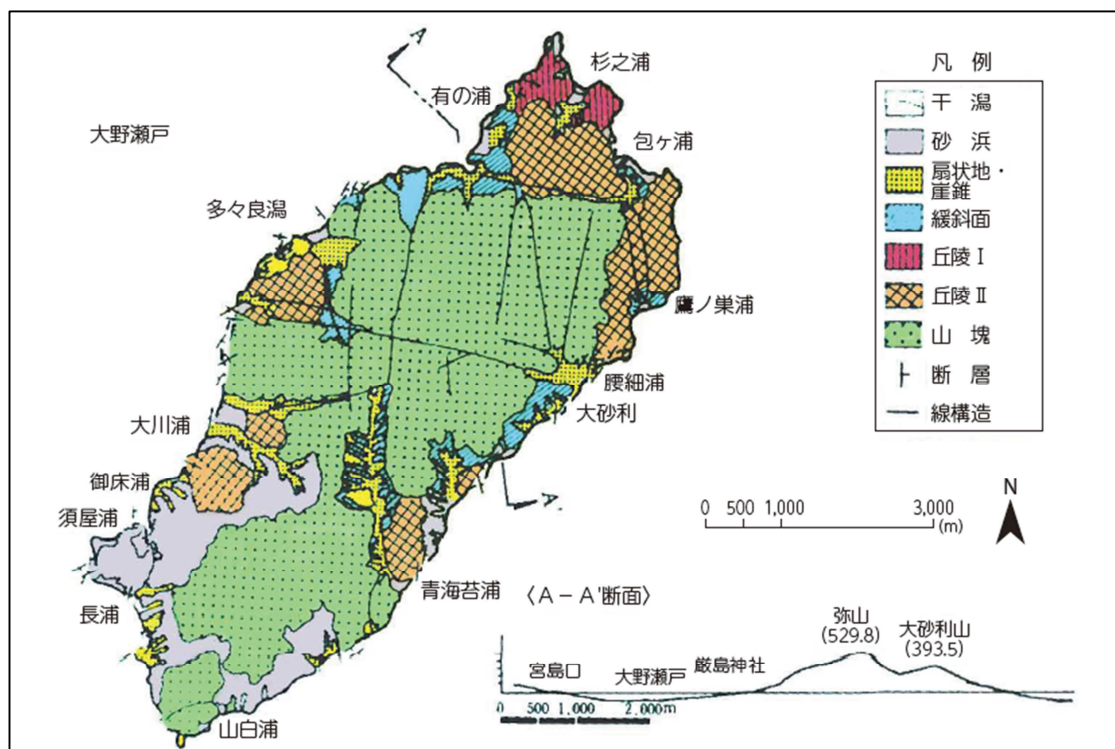
1-2 地勢

宮島の面積は約 30km² (ほぼ北東(南西)方向を長辺とした長方形で、周囲は約 30kmに及ぶ。

そのなかに弥山(529.8m)や駒ケ林(502.0m)などが連なり、さらにその南西には岩船岳(466.6m)を主峰とする岩船岳山塊がある。平地や緩傾斜地は、厳島神社を中心とした市街地付近や杉之浦、包ヶ浦、大砂利、多々良潟など、主として小河川の河口付近に限られ規模も小さくなっている。このうち厳島神社を中心とした市街地では、埋立地の占める割合が相対的に高くなっている。

全島は花崗岩からなり、中国山地の断層が階段状に落ち込んだ 5 段目の山塊にあたる。山塊は、北東の弥山山塊と南西の岩船岳山塊があり、そこでは花崗岩が大きく露出し、絵馬岩、三剣岩屋、幕岩、獅子岩などの名所となっており変化のある風景を生み出している。

図表 地形条件図



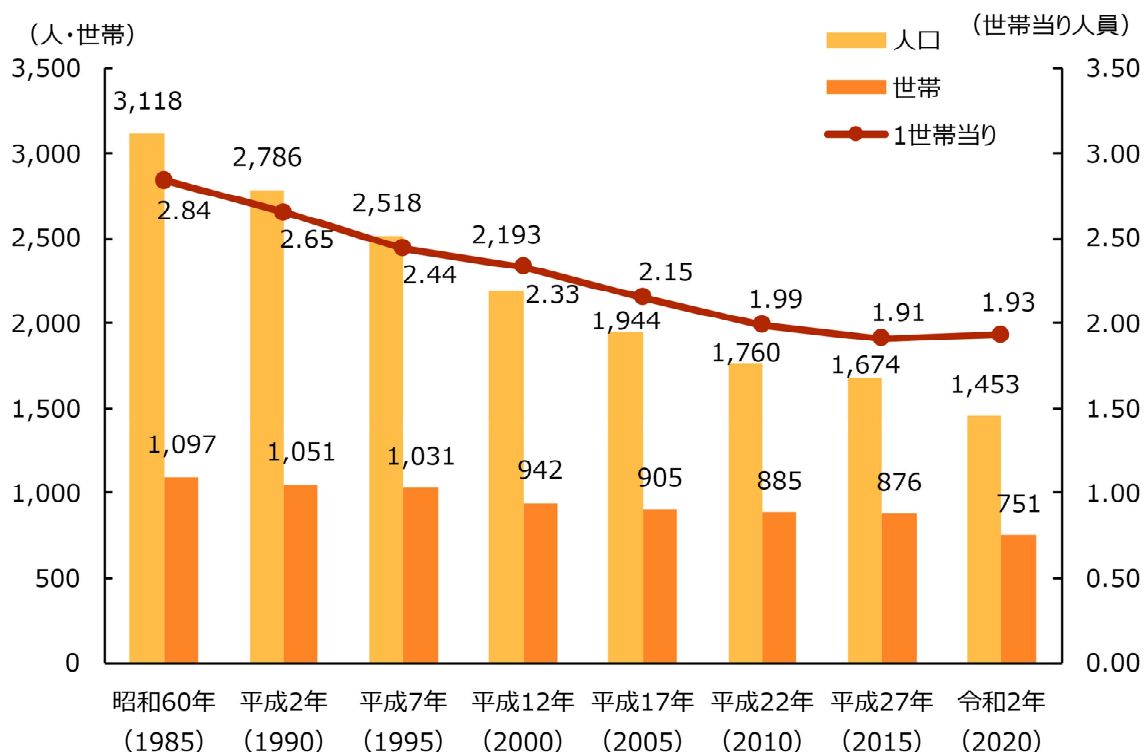
出典：自然・文化・歴史のいきづまづくり

1-3 人口・世帯数

宮島の人口は減少傾向にあり、2020年には1,453人となった。

世帯数も1995年までは核家族化により、横ばい傾向にあったものの、2000年には942世帯と5年間で89世帯の急激な減少となり、その後も減少傾向にある。それに伴い、街の中の空き家や空き地は増加傾向にある。

図表 宮島町の人口と世帯数

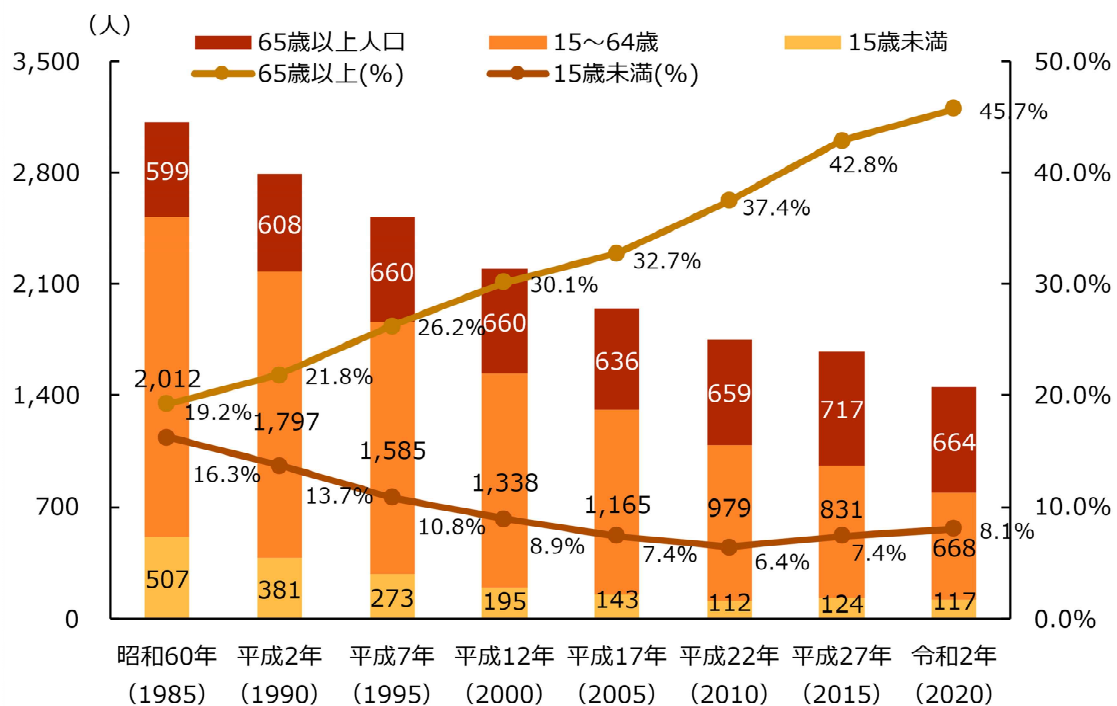


出典：国勢調査

1-4 年齢別人口

宮島の65歳以上人口は、2020年に664人と2015年と比べ減少している。しかし、人口が減少している中で、全体に占める65歳以上の割合は増加傾向にあり、2020年には45.7%と5年間の上昇率も2.9ポイントと大きな値となっている。

図表 宮島の年齢別人口

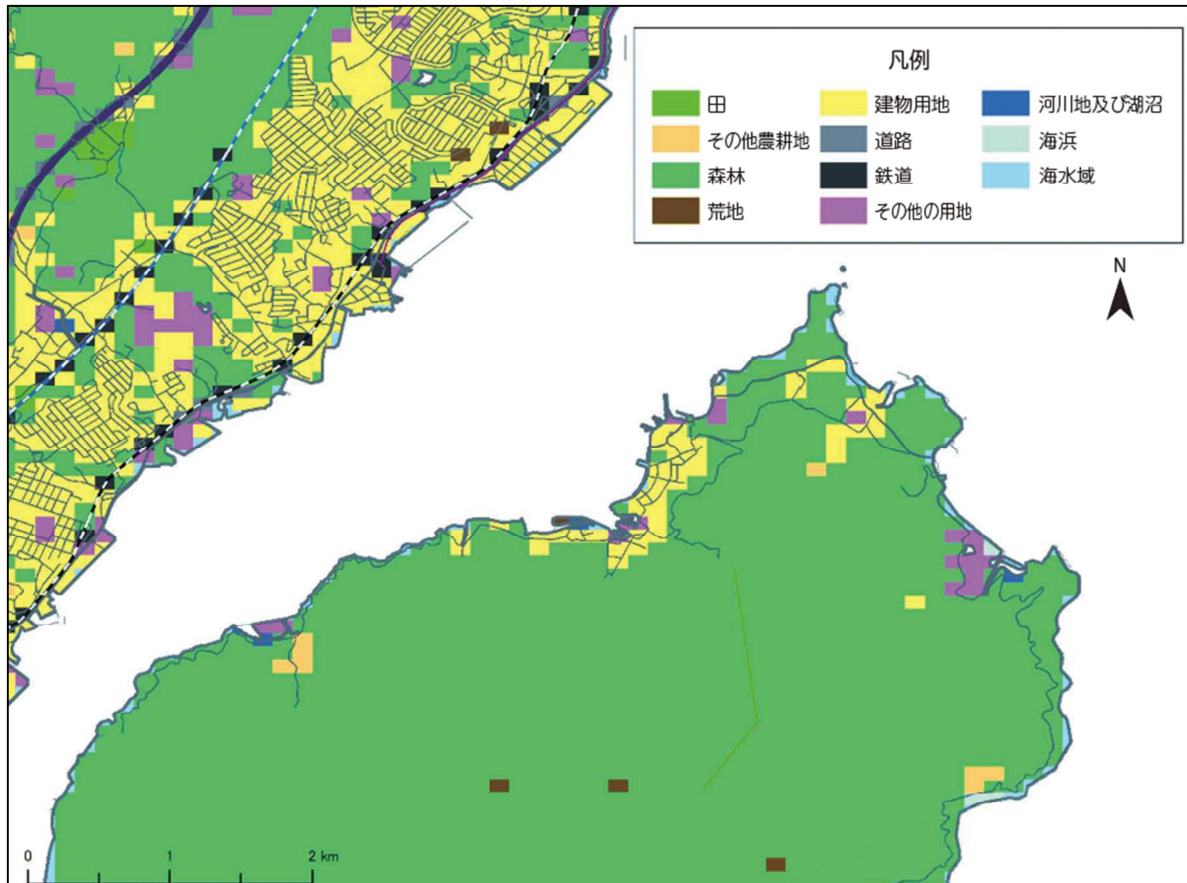


出典：国勢調査

1 - 5 土地利用

大半が森林からなり厳島神社周辺と杉之浦地区に市街地が形成されている。

なお、厳しい土地利用規制のため、近年の大きな変化は見られない。



出典：国土数値情報

2. 宮島の歴史的風致

2-1 厳島神社の創建

宮島の市街地は、厳島神社と深く関わりながら形成されてきた。

太古の時代から島への信仰はなされてきたと考えられているが、社殿の創建は推古天皇即位元年(593 年)と伝えられている。また、厳島神社は、弘仁 2 年(811 年)に初めて日本の歴史上に記録され、「日本後記」には伊都岐島神を名神に列している。

平安末期、当時安芸守であった平清盛は厳島神社への信仰が厚く、仁安 3 年(1168 年)頃には現在のような規模の社殿が造営されている。その後、平家一門の中央での権勢が増大するにつれて、承安 4 年(1174 年)の後白河上皇、建春門院の御幸をはじめ、都の貴族等の間に厳島神社詣が盛んとなり、その結果平安文化がもたらされるようになった。

しかし、当時の社殿は建永 2(1207) 年及び貞応 2(1223) 年の火災で焼失し、現在残る社殿は仁治年間(1240~43)の再興以降のものである。

2-2 厳島神社の再興

再興に当たっては、鎌倉から大工、鍛冶、檜皮師、瓦師等の職工人が来島したとされ、また、政所屋敷の存在を伝える文献も残るが、門前町の成立過程では、大同元(806)年に空海の開基と伝えられる大聖院と、建仁年間(1201~04)頃の開山と伝わる大願寺が重要な役割を担い、その発展が進むのは、宮島が瀬戸内海交通の要衝として、また、庶民信仰の地として現世利益的性格も帯び始める 14 世紀以降、とりわけ厳島神社への寄進が将軍家や国司といった一部階層から各地の商工業者へと広がる 16 世紀頃からと考えられている。

2-3 門前町の形成

人や文化の交流は宮島を舞台に盛んに行われてきたが、宮島に人が住み、まちの形態を備えるようになったのは室町時代に入ってからとなる。戦国期になると宮島でも社家が島内に常住するようになり、大願寺の勧進や供僧の増加等がみられ、厳島神社の周辺に門前町が現れ始めたと考えられる。

天正 3(1575)頃には島内を厳島神社の東西で呼び分けるようになり、西町が先行して成立したことが史料からうかがえる。文禄 4(1595)年頃には

東町の有浦は広島藩の町方によって沿岸が整備され、水際線へ平行した道が敷かれ、牛王町（現在の幸町）・中之町・北之町が成立した。これによって、中世末の時点では魚之棚町・中間町（現在の桜町）・存光寺町（現在の伊勢町）など、山手の神社境内を核とする小規模な集落が、浜手に開かれた町へと変容した。寛永2（1625）年には広島城下から遊郭が移設されて新町が成立し、浜之町や後町（現在の大和町）などにも町屋敷が増加した。新町では、元禄期頃までには広島藩公認で富くじや芝居の興行も行われ、参詣者の増加とともに歓楽街としての性格を強めた。

江戸時代中期には、有浦が埋め立てられて海側へ町域が拡大したこと、治水事業によって護岸が整備されたこと、芝居小屋や富くじを含む町施設が増えたこと、誓真釣井などの井戸が増えたこと等が史料から伺え、参詣と居住のための環境が整えられた。その後、西国の商人が多く集まる交易地として繁栄し、明治維新前後には島内外の物産を扱う問屋業も発達、舶来輸入品の取引を行うまでとなった。文政8（1825）年の『芸藩通志』によると、町の規模は西町が238戸（1310人）、東町が790戸（2424人）で、東町は港湾都市としても発展したことがわかる。

2-4 観光地としての発展

幕末から明治期において、政府の神仏判然令により、幕藩体制下で行われてきた社寺への資金援助を停止し、宮島でも多くの寺院が廃寺となった。このため、厳島神社も維持管理に支障をきたすようになって社家組織が解体され、社家及び僧坊建築が失われた。宮千軒といわれた屋敷数は、明治15（1882）年頃にはおよそ500軒まで減少し、社寺を中心とする商業都市であった門前町は衰退の危機に瀕し、大きな変革を迎えた。

全国的に門前町は社寺の荒廃で不安定な状況だったが、明治政府と各府県は社寺地を「公園」に指定した。広島県も公園取扱条例を定めて宮島を「厳島公園」とし、当時最新の建築史学、文化財保存学、造園学の視点をいち早く取り入れた歴史的都市の保全整備を図った。浜通りは幕末から明治初期にかけ浜側に拡張され商店街として整備された。また、廃寺跡地や屋敷地跡、風景のよい海岸沿いや高台では、旅館や別荘などの近代和風建築が出現し始め、大元公園や紅葉谷公園では県の許可に拠って旅館群の開発も行われた。

明治中期以降は、参詣地から観光地としての性格を強め、観光業の発達を

見せる。観光地化によって宮島細工を主とする土産物の販売量は増加、多くの木工職人によって生産を拡大して全国的な知名度を上げ、他の観光地の土産物生産を請け負うまでになった。厳島神社の大修理を始めとする社寺の整備と鉄道網・船舶網を中心とした交通機関の整備、政策としての観光振興も具体化し始める。宮島は、近代観光の先端地として、国内はもとより国際的観光地に選ばれるようになった。

このような社寺及び社寺地の扱いの変化、参詣地から近代観光地への変化、宮島細工を軸とする木工業の興業が、衰退しかけていた門前町経営を支えて更に新たな活力を与えた。こうして近代観光都市として発展した門前町は、安定した経済基盤を築くこととなった。

明治 22 (1889) 年の町村制の施行に伴って「厳島町」として町制が敷かれ、昭和 25(1950) 年には「宮島町」に町名を変更した。

平成 8 年 12 月に、国際連合教育科学機関（ユネスコ）において、社殿を中心とする厳島神社と、前面の海及び背後の弥山を含む森林地域が世界遺産の文化遺産リストに登録された。登録後は海外からの観光客も多く、観光業は安定しているが、伝統的工芸品に指定された「宮島細工」と呼ばれる木工製品は、昭和 50 年代に最盛を迎えたが、その後人口流出や小高齢化に伴い急速に衰退し、技術の継承も危ぶまれている。

平成 17 (2005) 年に、廿日市市は厳島全島を町域とする宮島町と合併し、今日に至る。

宮島島内には、複数の集落が点在するが、歴史的町並みや景観整備上の判断から、文化財や伝統的建造物が集約され、世界遺産のバッファゾーンであり来訪者が集中する「伝建地区およびその周辺」を景観形成区域として設定し、当該区域内の方針を検討する。

景觀形成区域

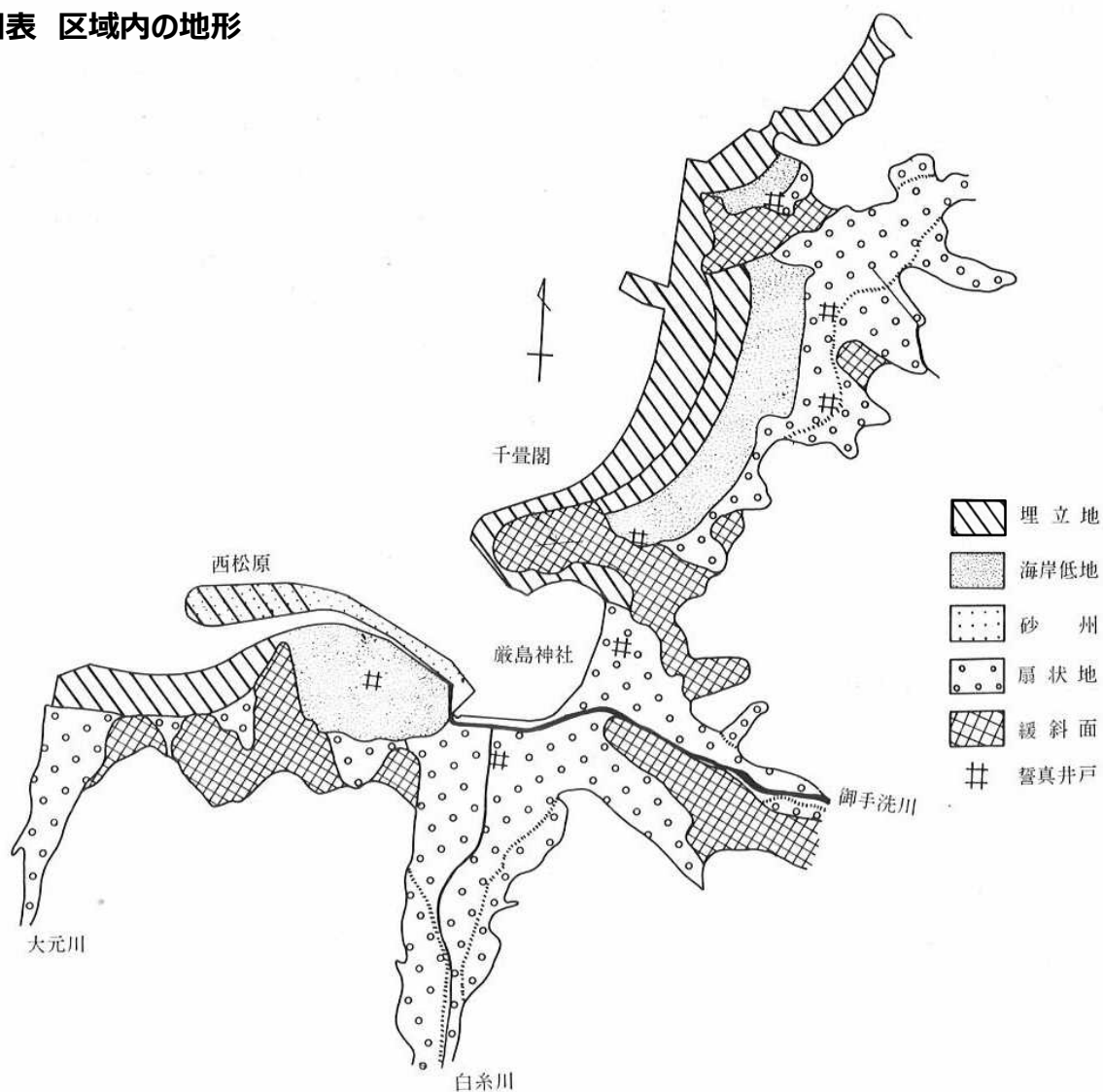
傳統的建造物群保存地区

4. 景観形成区域の概況

4-1 景観形成の区域

景観形成区域である伝建地区及びその周辺地区の地形は「埋立地」「海岸低地」「砂州」「扇状地」「緩斜面」五つの地形要素からなり、「埋立地」にあつては、江戸期以降に段階的に形成された。

図表 区域内の地形

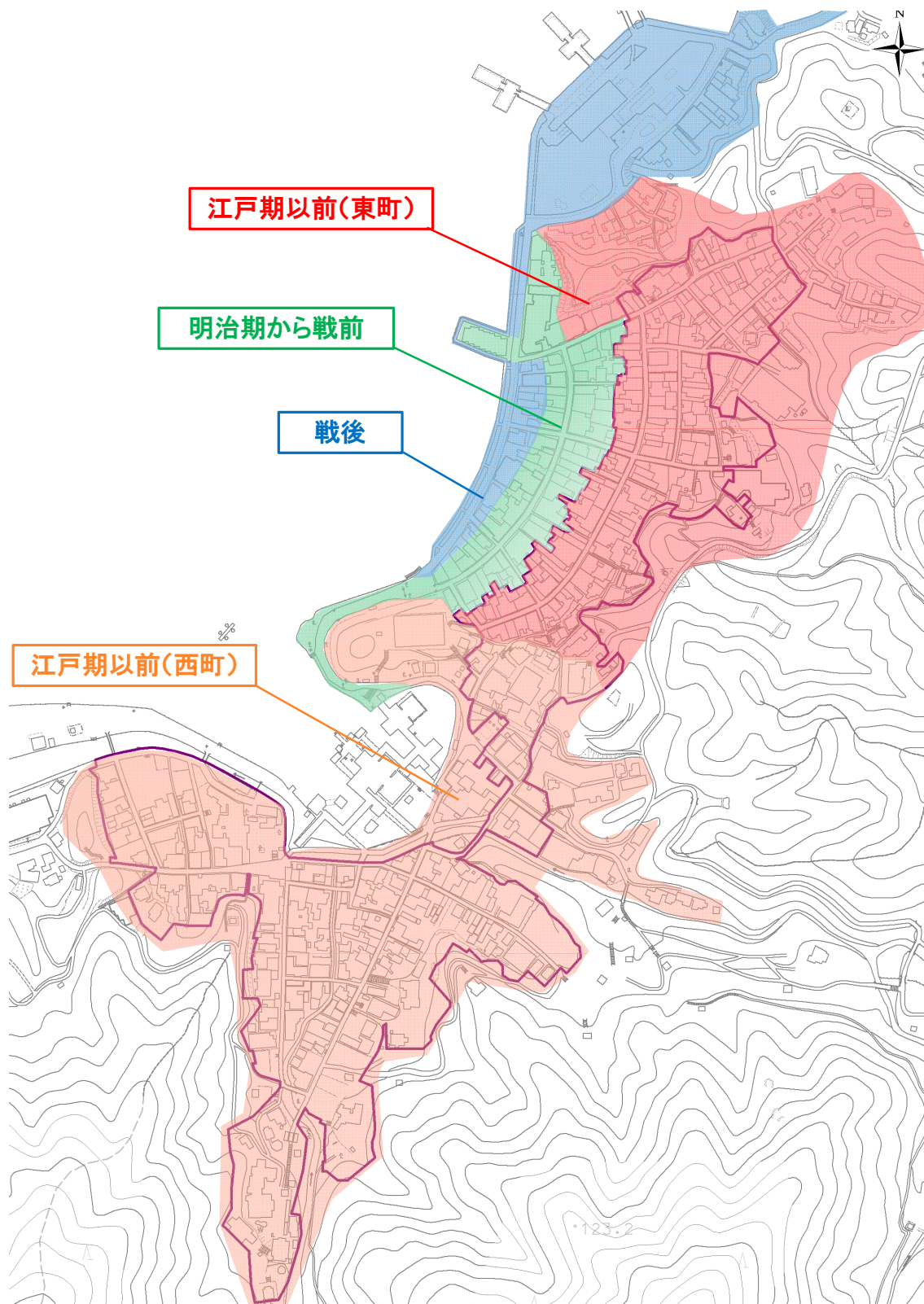


厳島神社付近の微地形

(厳島民俗資料緊急調査報告書(広島県教育委員会・宮島町 1972))

現在も残る歴史的な町並みと町の成り立ちを考慮し、区域内を埋立の段階に応じて「江戸期以前（西町）」「江戸期以前（東町）」「明治期から戦前」「戦後」に分類する。

図表 エリア分け地図（江戸期以前・明治期から戦前・戦後）



4－2 「江戸期以前」の区域

江戸期以前に形成された地形に、伝建地区を中心に、江戸期から昭和初期にかけて建築された伝統的な建物も点在する。

特に伝建地区においては、その地割は江戸期からほとんど変わっていない。直線的な社家町の通りや海岸に平行する弓状の通り、敷地の奥行きが揃わない谷筋の通りや、随所に鎮座する境内空間などが残り門前町の原型を見出すことができる。

4-3 「江戸期以前（西町）」

西町の町並みは、石垣や法面石積のある屋敷地が残る通りや、伝統的町家が連続する通り、丘上や海浜では近代住宅地の景観もあり、宗教行為や参詣活動を成り立たせる基盤を持った町の名残が今も見ることができる。

（1）道路敷地

a. 路面

全体的に普通アスファルトで舗装されている。経年により舗装面が色褪せし、周囲の建物（町並み）に干渉せず、落ち着いた雰囲気醸し出している。

しかし、厳島神社南東の社務所付近の路面は、擬石インターロッキングで整備され、久保町の御手洗川ほとりは自然色の玉砂利の舗装となっているなど、統一感に欠ける面もある。また、擬石インターロッキングでは、一部破損によるアスファルト補修が目立ち、却って景観を損ねている。



舗装と通りの状況(普通アスファルト舗装)



舗装と通りの状況(人工石板と擬石インターロッキング、玉砂利自然色舗装)

b. 照明

厳島神社、大願寺周辺や塔の岡に設置されている照明は鋼製で和風調のものが整備されている。



照明と通りの状況(鋼製の和風照明)

一方で、柳小路や滝小路等では、一般的なLEDの防犯灯が整備されており、独立型のものや、電柱・建物等に併設されたものがある。



照明と通りの状況(防犯灯)

c. 電柱

西町区域の大部分において、無電柱化整備がなされている。

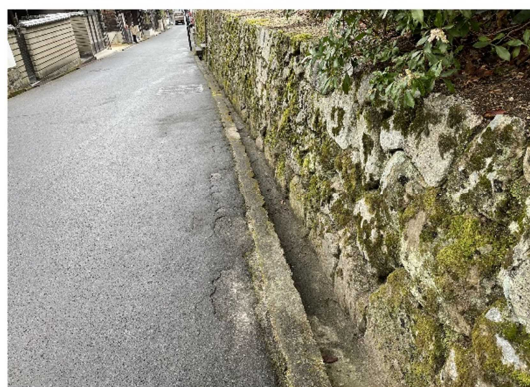


無電柱化されたエリア

d. 路側帯工作物

社務所周辺の擬石インターロッキングエリアでは、U型側溝（スリット側溝）が設置され、グレーチングが目立たないよう景観配慮がなされている。

西町区域では、大部分が現場打ち側溝で整備されており、劣化の具合からかなりの年月が経ったものと推測される。



側溝と通りの状況

e. 橋

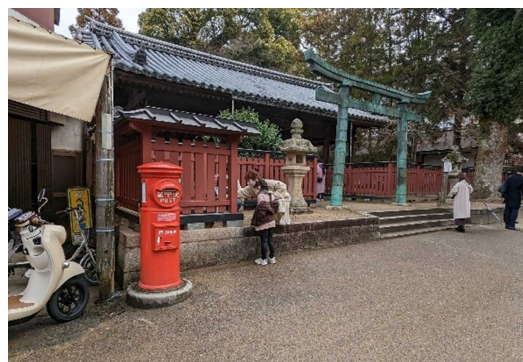
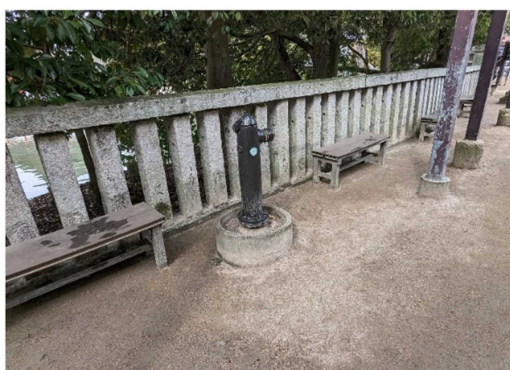
西町区域の川には、いくつかの橋が架けられている。石造りの橋が多いが、欄干は鋼製で朱に塗られた橋もある。景観の配慮はあるが、デザインの統一性は乏しい。



石造りの橋と鋼製の橋

f. その他道路敷設置物

神社敷地では、こげ茶色の消火栓が用いられ、風景に調和した外観となっている。また、昭和レトロな赤い丸型郵便ポストが設置され、目立つが、歴史的な町並みに調和していると感じられる。



景観配慮がなされた消火栓と郵便ポスト

(2) 個人敷地

a. 敷地地盤面

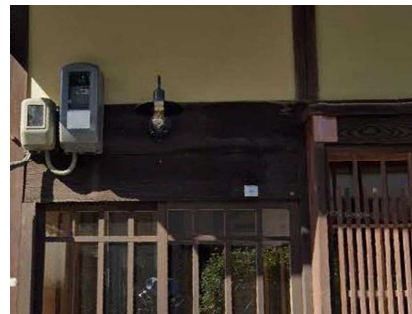
地盤面の舗装は、コンクリートのたたき仕上げ、玉石洗い出し仕上げ、タイル張り、塗装仕上げなど仕上げに統一性はないものの低彩度の色が用いられている傾向がある。



多様な敷地内地盤面

b. 建物設備

郵便受けや玄関照明など様々なタイプのものがみられ、一部景観に配慮されているものの統一性はない。全体的に玄関照明設置建物が少ない。



多様な建物設備

c. 壁面設置物

久保町の御手洗川ほとりの商店の並びには、提灯や行燈形状の看板がみられるものの統一されてはいない。



柳小路の看板の様子

d. その他敷地内工作物

空調の室外機について、統一感はないものの^①建物に同化もしくは、隠すような配慮がなされている。



目立たない配慮がなされた空調室外機

施設案内サイン等は、和風の屋根付き看板となっている。



和風の屋根付き案内看板

社務所付近にある自動販売機は、外装を茶系色とし、屋根を架けている。また、滝小路の自動販売機は、建物の外壁に埋め込まれて設置されているが、多くの自動販売機は景観の配慮がされているとは言い難い。



社務所付近(左)と滝小路(右)の自動販売機

4-4 「江戸期以前（東町）」

東町の町並みは、間口が狭く、切妻平入りの伝統的町家が隙間無く並び、江戸期には歓楽機能を備えた商業町・港町として栄えた名残が今も伺える。

（1）道路敷地

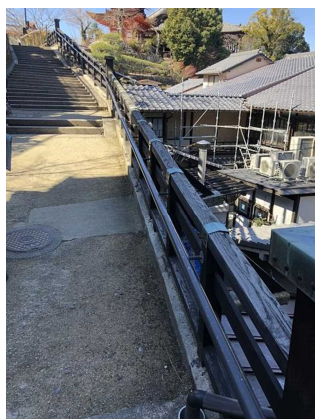
a. 路面

全体的に普通アスファルトで舗装されている。経年により舗装面が色褪せし、周囲の建物（町並み）に干渉せず、落ち着いた雰囲気醸し出している。

しかし、幸町の町家通りから表参道商店街に向かう通りや、幸神社から五重の塔に向かう通り等は、自然色の玉砂利の舗装がされており、統一感に欠ける面もある。自然色の玉砂利舗装は、石段等があれば、石段に調和し、景観的にも適しているが、一部には、表層面の剥がれが目立ち、却って景観を損ねる状況も確認できる。



舗装と通りの状況(普通アスファルト舗装)



舗装と通りの状況(玉砂利自然色舗装)

b. 照明

一般的なLEDの防犯灯が整備されており、独立型のものや、電柱・建物等に併設されたものがある。



照明と通りの状況(防犯灯)

また、町家通りでは、統一した行灯が見られ、景観への配慮がされている。



行灯の状況

c. 電柱

東町区域においては、電柱（コンクリート製）と、建物伝いに張られた電線によって、各建物に電力が供給されている。



無電柱化による整備エリアと非整備エリア

d. 路側帯工作物

東町区域は大部分がL型側溝で整備されている。



側溝と通りの状況

e. その他道路敷設置物

消火栓及びホース収納箱は、視認性向上のため赤色で設置されている。



消火栓とホース収納箱

(2) 個人敷地

a. 敷地地盤面

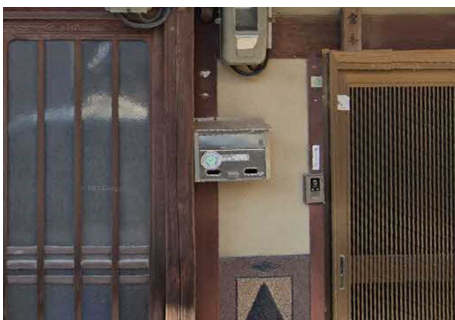
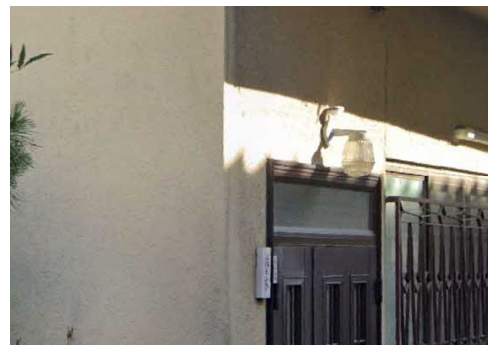
地盤面の舗装は、コンクリートのたたき仕上げ、玉石洗い出し仕上げ、タイル張り、塗装仕上げなど仕上げに統一性はないものの低彩度の色が用いられている傾向がある。



多様な敷地内地盤面

b. 建物設備

郵便受けや玄関照明など様々なタイプのものがみられ、一部景観に配慮されているものの統一性はない。全体的に玄関照明設置建物は少ない。また、郵便受けは従来型のものが多い。



多様な建物設備

c. 壁面設置物

商店も少ないため、看板が少なく、オーニングを看板代わりにしたものがあるが統一されていない。しかし、町家通りには統一された行灯があり、看板の機能も果たしており、町並みに調和している。



町家通りのオーニングや行灯の様子

d. その他敷地内工作物

空調の室外機やガスボンベ等について、統一感はないが、見せないような配慮がなされていた。



目立たない配慮がなされた空調室外機

掲示板（サイン）は、屋根付き看板となっている。



屋根付き看板

自動販売機については、景観に配慮されたものもあるが、多くは赤色等の原色が使用され色彩上の配慮は特になされていない。



景観に配慮された自動販売機と色彩上の配慮がない自動販売機

4－5 「明治期から戦前」

明治期から戦前にかけて形成された地形には、現在の商店街を中心に、小店舗が建ち並び、一部には大規模な宿泊施設も点在する。

埋め立てられて拡張された町であり、海岸に平行する弓状の通りは、江戸期以前（東町）に位置する町家通りと平行するが、参道商店街としての趣きは、全く異なり、賑やかな空間となっている。

（1）道路敷地

a. 路面

道路に歩道・車道の区分はなく、路面は脱色アスファルト舗装で整備されている。色調も含め昔ながらの未舗装道路に近似し、周囲の建物（町並み）に干渉せず、落ち着いた雰囲気醸し出している。また、道路内に設置されるマンホールについても路面と同じ舗装材料で仕上られ、景観への配慮がされている。ただし、消火栓については、視認性を高めるため黄色で塗装されている。



舗装と通りの状況



マンホール類

b. 照明

商店の立ち並ぶ通り沿いに街灯の設置はされていない。

一部の店舗には、レトロな印象を与える防犯灯が設置されている。



防犯灯類

c. 電柱

架線の地中化整備はなされておらず、電柱（コンクリート製）と、建物伝いに張られた電線によって、各建物に電力が供給されている。



電柱（コンクリート製）と建物伝いに張られた電線

d. 路側帯工作物

通りの両側にU型側溝が設置され、グレーチングには鋼製のスリット側溝を用いることで、グレーチングが目立たないよう景観配慮がなされている。



U 型側溝（グレーチングは鋼製ラインタイプ）

e. :その他道路敷設置物

道路標識は、茶色のポールに設置され色彩への配慮がなされている。

消火栓は、視認性向上のため赤色とされているが、レトロな印象を与える形状とすることで配慮がなされている。



道路標識と消火栓

郵便局前には、明治時代に用いられた書状集箱を模したこげ茶色の郵便ポストが設置されている。



郵便ポスト

(2) 個人敷地

a. 敷地地盤面

両側に商店が立ち並ぶ通りであり、地盤面の舗装はコンクリートやタイル、未舗装の敷地が混在している。色彩についても店舗ごとに異なり、統一性はない。



店舗ごとに異なる地盤面の舗装

b. 建物設備

商店が立ち並ぶことから、様々なタイプの玄関照明が見られ、提灯等和風なものが多い。



多様な玄関照明

c. 壁面設置物

商店が立ち並ぶことから、壁面看板が多く設置されている。壁面に対し平面的に設置された看板から、持ち出し看板など形状も様々なほか、和風なものから、英語表記の看板も見られる。また、材質も鋼製や木製（木調）など、各店舗のイメージに合わせた多種多様な看板となっている。



多種多様な店舗の看板

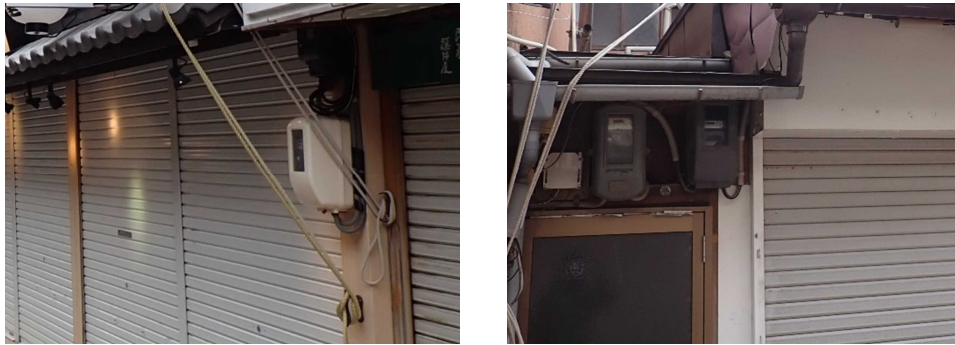
d. その他敷地内工作物

空調の室外機については、鋼製や木製の覆いで隠されたものが多くみられる一方で、特に覆われていない建物もある。形状はルーバー形状のものが多く、1階が商店であることから2階以上の階に設けられている建物が多い。



2階以上の階に設けられている室外機

電気等のメーターは、通りに対し現しで設置された建物が多くみられる。



現しで設置されたメーター

自販機については、赤色や白色の機械が設置されており、色彩上の配慮は特になされていない。



色彩の統一が図られていない自販機

敷地内に設置されたホース格納庫については、建物との色調の統一が図られたボックスが見られる。また、休憩のためにベンチ等が自主的に設置されたスペースもあり、色彩は茶色系で統一されている。



色調の統一が図られたホース格納庫・休憩スペース

4-6 「戦後」

戦後に形成された地形には、大規模な宿泊施設と小店舗が建ち並び、海に開けた空間となっている。

埋め立てられて拡張された町であり、護岸が整備された通りは、公園地として景観に配慮され整備されている。

(1) 道路敷地

a. 路面

車道は脱色アスファルト舗装、歩道は玉砂利舗装で整備され、色調も含め昔ながらの未舗装道路に近似し、周囲の建物（町並み）に干渉せず、落ち着いた雰囲気醸し出している。なお、北之町浜より西については未舗装道路となっている。また、マンホールについては、路面同材、鋼製（茶色・黄色（消火栓））が混在している。その他、紅葉の意匠を施した舗装もみられるが経年劣化により、剥がれた部分もあり、却って景観を損ねる状況も確認できる。



景観に配慮した舗装



未舗装（北之町浜より西）



舗装同材のマンホール



消火栓



経年劣化した意匠

b. 照明

銅製で和風の街灯（H = 5 m程度）が設置されている。また、海沿いの通りには石製の灯籠型の街灯（H = 2 m程度）が設置されており、景観への調和が図られている。



景観への調和が図られた街灯

c. 電柱

当該区域は、架線の地中化が行われており電柱は使われていない。

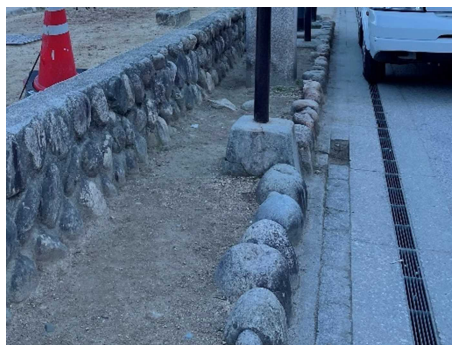
d. 路側帯工作物

舗装整備された範囲の車道は、舗装同材（玉砂利舗装）で仕上げられたL型側溝やU型側溝（スリット側溝）が用いられており、景観への配慮がなされている。歩道については、U型側溝にグレーチングが設置されている。

また未舗装（地道）の範囲は、U型側溝にコンクリート製もしくはグレーチングが設置されている。



L 型側溝



スリット側溝

e. その他道路敷設置物

赤色のポストや消火栓が設置されており、レトロな雰囲気演出する形状が用いられている。また、電線地中化にともなう制御盤ボックスや道路標識のポールは茶色で塗装され、目立たないような配慮がなされている。サインは木調で、島内で統一された製品が設置されている。



赤色のポストや消火栓



茶色に塗装された制御盤ボックスや道路標識のポール



島内で統一された木調のサイン

(2) 個人敷地

a. 敷地地盤面

片側に商店が立ち並ぶ通りであり、地盤面の舗装はコンクリートやタイル、石張り、インターロッキングが用いられている。また駐車場の敷地もあり、アスファルトや未舗装の敷地もみられる。



個人敷地の地盤面舗装

b. 建物設備

商店が立ち並ぶことから、様々なタイプの玄関照明が見られる。



多様な玄関照明

c. 壁面設置物

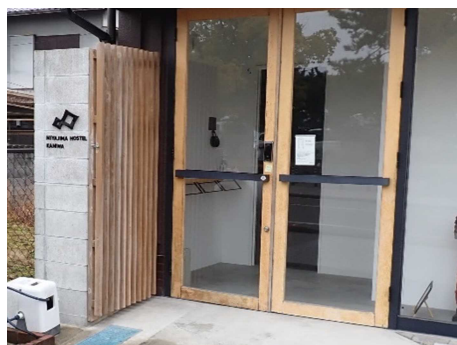
通り沿いの店舗建物壁面には木製や鋼製等の多様な看板が設置されている。



店舗看板

d. その他敷地内工作物

空調の室外機やガスボンベについては、1階に設置されたものは木で囲うなどの配慮がなされたものがみられる。一方、2階以上に設置されたものは、囲い等は設置されていない建物もみられる。



建物に設置された室外機・ガスボンベ

電気等のメーターは、通りに対し現しで設置された建物が多くみられる。



現しで設置されたメーター

自販機については、赤色や白色、青色の機械が設置されており、色彩上の配慮は特になされていない



色彩の統一が図られていない自販機